

第9期東郷町高齢者福祉計画

(老人福祉計画・介護保険事業計画)

【案】

令和6年1月

東郷町

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の推進とSDGs.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 本町の高齢者を取り巻く現状.....	5
1 人口・世帯.....	5
2 介護保険事業.....	8
3 アンケート調査から見た本町の現状.....	12
4 第8期計画に基づく施策の実施状況.....	18
5 日常生活圏域の状況.....	25
6 第9期計画策定の視点.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策体系.....	32
第4章 分野別の具体的な取組方針.....	33
基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防>.....	33
基本目標2 高齢者の生活を支える環境の充実<生活支援>.....	40
基本目標3 安心して暮らせる支援の充実<医療・介護>.....	46
基本目標4 地域包括ケアを支える体制の強化<支援体制>.....	52
第5章 介護保険事業の見込み.....	57
1 介護保険事業費等の推計手順.....	57
2 総人口及び高齢者人口・要介護等認定者数の推計.....	58
3 介護保険サービスの量の見込み.....	60
4 介護保険事業に係る給付費の推計.....	74
5 第1号被保険者の保険料の算定.....	80

第6章 計画を円滑に進めるために.....	83
1 住民との協働.....	83
2 関係機関との連携.....	83
3 行政の役割.....	83
4 計画の評価体制の整備.....	84
資料編.....	85
1 第9期東郷町高齢者福祉計画策定に係る関係要綱.....	85
2 東郷町地域ケア推進会議委員名簿.....	85
3 第9期東郷町高齢者福祉計画 策定経過.....	85
4 用語解説.....	85

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、1億2,495万人となっています。65歳以上人口は、3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%と増加が続いています。今後、65歳以上人口は令和22年（2040年）、75歳以上人口は令和37年（2055年）頃まで増加が続く見込みです。また、要支援・要介護認定者の割合（以下「認定率」という。）や介護給付費が急増する85歳以上人口は、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が予想されています。

本町は全国的な傾向と比較すると高齢化率は低いものの年々上昇しています。令和5年（2023年）9月30日現在の高齢化率は22.7%と過去最高を更新しており、引き続き高齢化率の上昇が予測されます。また、今後は75歳以上人口の増加が見込まれており、支援を必要とする要介護認定者についても、増加が予測されます。

こうした状況の中、令和3年（2021年）4月から施行された「改正高齢者雇用安定法」では、65歳までの雇用確保に加え、70歳までの終業確保を事業主の努力義務とするなど、高齢者の就労継続の取組の強化が図られています。また、令和5年（2023年）6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、共生社会の実現を図るという目的のもと、認知症に対する正しい理解の促進や、福祉サービスの提供体制及び相談体制の整備等、基本的な施策を定めています。介護保険サービスについては、制度の持続可能性を維持する観点から、第1号被保険者保険料の所得段階区分と負担割合の変更等が示されており、こうした法制度の動向も踏まえた施策が求められています。

国においては今後の介護保険事業計画に求められる方向性として、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備や在宅サービスの充実、医療・介護情報基盤の整備、市町村の保険者としての機能の強化等が示されており、介護・福祉を支える人材の確保と介護現場の生産性向上等も重要な課題とされています。また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、高齢者の問題に限定されない様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現に向けた取組も求められています。

こうした全国的な動向を踏まえるとともに、本町の高齢者を取り巻く現状やその変化、本町がこれまで取り組んできた高齢者福祉施策・介護保険事業の取組状況を踏まえ、新たに第9期東郷町高齢者福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

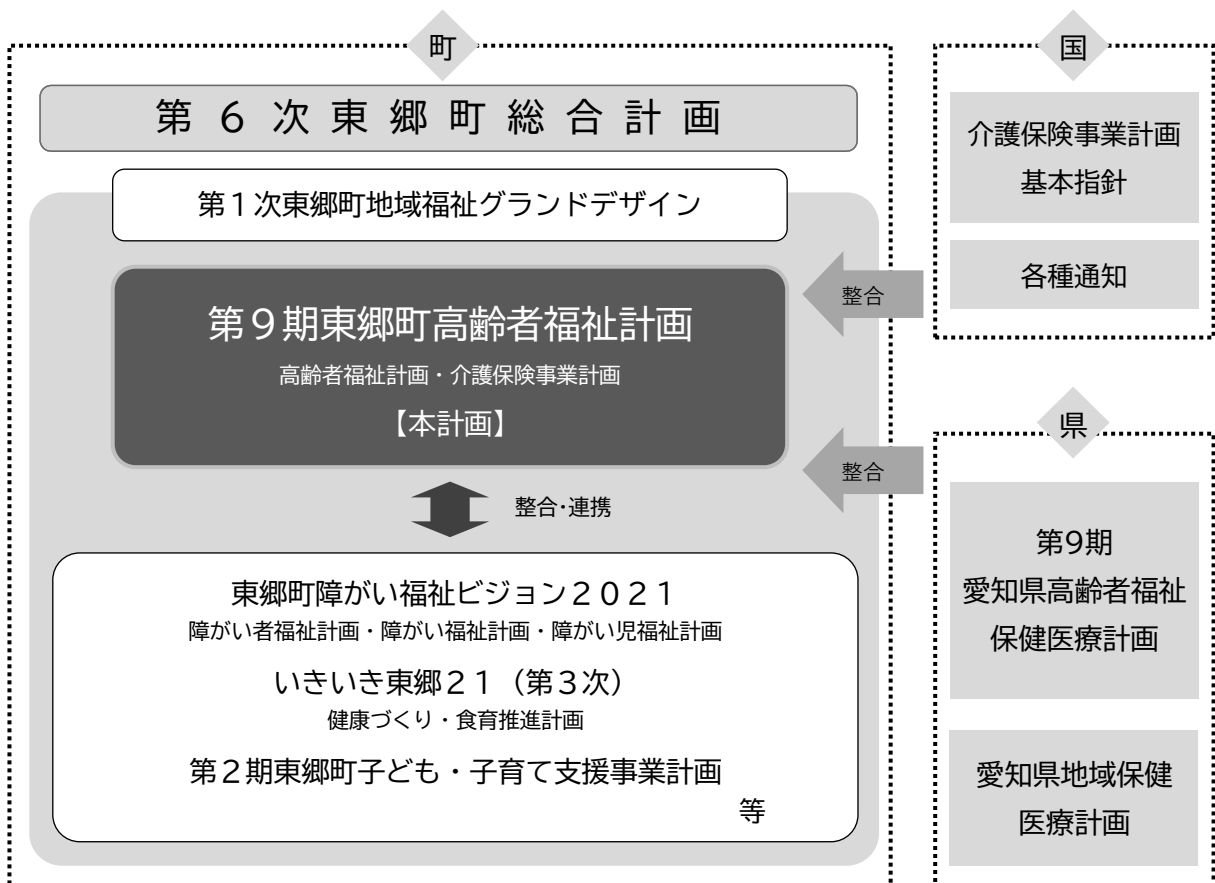
2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本町の最上位計画である「第 6 次東郷町総合計画」が示す方向性に基づく分野別計画として、高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としており、本町における高齢者福祉施策の基本的な指針として位置付けられるものです。

同時に本計画は、「地域共生社会」の実現に向けて令和 2 年（2020 年）3 月に策定された、年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人を対象とし、地域共生社会を目指すための「第 1 次東郷町地域福祉グランドデザイン」の基本理念である『いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほか T O G O』をベースとして、「東郷町障がい福祉ビジョン 2021」等とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。

策定に当たっては、国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に基づくとともに、愛知県が策定する「第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、本計画はその期間にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を含んでおり、引き続き支援の必要な高齢者の増加と、支える立場となる現役世代の減少が見込まれます。そこで、中長期的な視点に基づく施策展開を図るため、将来予測やサービスニーズの見込み等においては、団塊の世代に次いで人口が多い「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者を支える年齢層の減少が見込まれる令和22年（2040年）を視野に入れて計画するものとします。

4 計画の推進とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本町では、まちづくりの最上位計画に位置付けられる「第6次東郷町総合計画」において、基本となる施策ごとにSDGsの17の目標との関係性を整理し、各施策に反映していくことで、取組を推進することとしています。関連する個別計画として高齢者福祉計画が位置付けられている分野においては、次の5つの目標を関連するSDGsとして掲げていることから、本計画においても、施策の実施を通じて、これらのSDGsの推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

貧困をなくそう



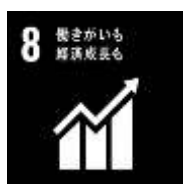
飢餓をゼロに



すべての人に健康と福祉を



働きがいも経済成長も



パートナーシップで
目標を達成しよう



5 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

計画の策定に当たり、本町在住の65歳以上の高齢者、要支援・要介護認定者、本町の介護保険サービス利用者のサービス計画作成に携わっているケアマネジャー及び介護サービスを提供していただいている事業者等を対象として、本町の高齢者福祉に関する実態や高齢者の現状を把握し、高齢者福祉の推進に活用することを目的とする各種のアンケート調査を、令和5年1月から2月にかけて実施しました。

実施した調査の概要は、以下のとおりです。

■第9期東郷町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査の概要

調査種別	対象	調査方法	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本町在住の65歳以上から抽出	郵送による配付・回収	2,200件	1,547件	70.3%
在宅介護実態調査	本町在住の要支援・要介護認定者から抽出		1,000件	575件	57.5%
ケアマネジャー調査	本町で居宅サービス計画を作成しているケアマネジャー全数		42件	32件	76.2%
事業所調査	本町の介護保険サービス事業者35事業者全数	電子メールによる配付・回収 (在宅生活改善調査のケアマネジャー分は郵送による配付・回収)	35件	35件	100.0%
在宅生活改善調査	本町の居宅介護支援事業者及び本町でケアマネジメントを行うケアマネジャー全数		事業者 12件	12件	100.0%
			ケアマネジャー 42件	32件	76.2%
居所変更実態調査	本町の施設系介護保険サービス事業者全数		16件	16件	100.0%
介護人材実態調査	本町の介護保険サービス事業者全数	事業者 35件 延べ48件 訪問系12件 通所系15件 施設・居住系21件	35件	100.0%	

(2) 東郷町地域ケア推進会議における審議

計画の策定に当たり、有識者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、被保険者等によって構成される東郷町地域ケア推進会議において、本町の課題や計画案について審議を行い、それぞれの立場から意見等を聴取し、施策への反映を図りました。

第2章 本町の高齢者を取り巻く現状

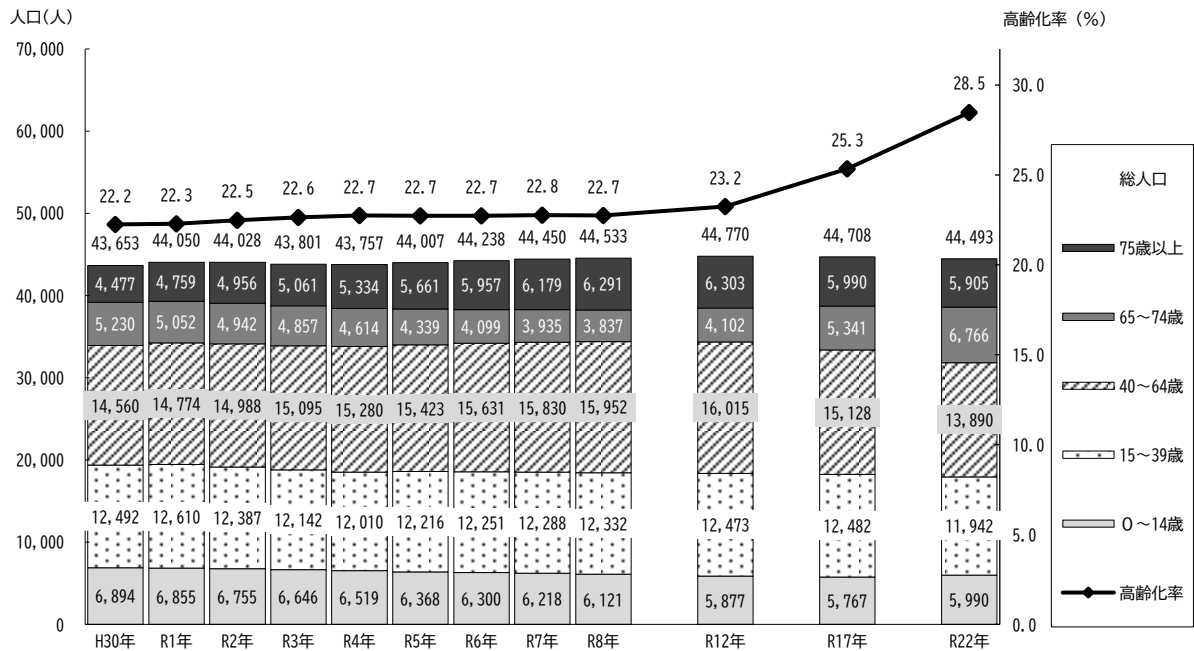
1 人口・世帯

(1) 年齢別人口と将来推計

◇本町の人口は緩やかな減少傾向から、令和5年には増加に転じています。75歳以上の人口は増加が続いており、高齢化率は同程度で推移しています。

◇引き続き75歳以上人口の増加と令和8年以降は高齢化率の上昇が続く見込みです。

■年齢別人口と高齢化率の推移と将来推計（各年9月30日時点、令和6年以降が推計値）



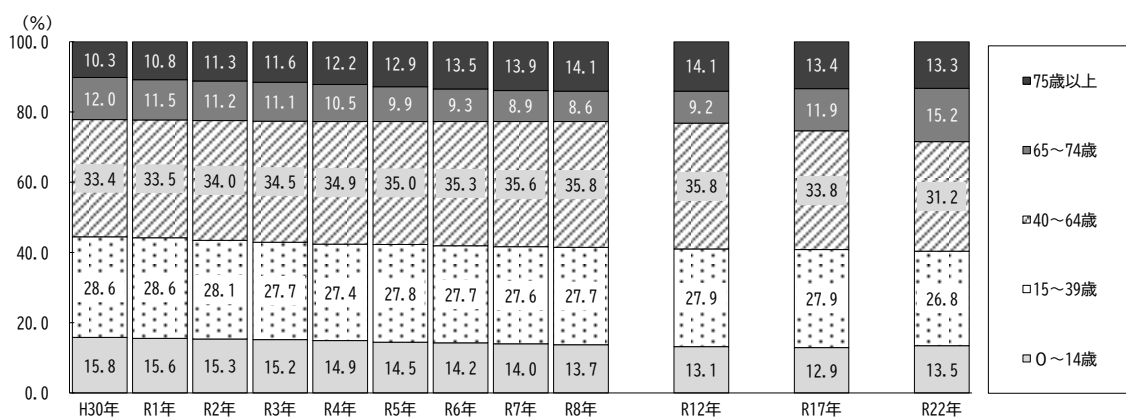
資料：住民基本台帳

■高齢者人口の推移と将来推計（各年9月30日時点）

単位：人

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R12年	R17年	R22年
総人口	43,801	43,757	44,007	44,238	44,450	44,533	44,770	44,708	44,493
65~69歳	1,970	1,878	1,894	1,900	1,908	1,929	2,267	3,170	3,732
70~74歳	2,887	2,736	2,445	2,199	2,027	1,908	1,835	2,171	3,034
75~79歳	2,228	2,288	2,412	2,508	2,598	2,645	1,854	1,670	1,977
80~84歳	1,545	1,697	1,799	1,938	1,936	1,889	2,225	1,585	1,423
85~89歳	828	859	947	976	1,060	1,123	1,411	1,640	1,161
90歳以上	460	490	503	535	585	634	813	1,095	1,344
高齢化率	22.6	22.7	22.7	22.7	22.8	22.7	23.2	25.3	28.5

■年齢別人口割合の推移と推計値（各年9月30日時点、令和6年以降が推計値）



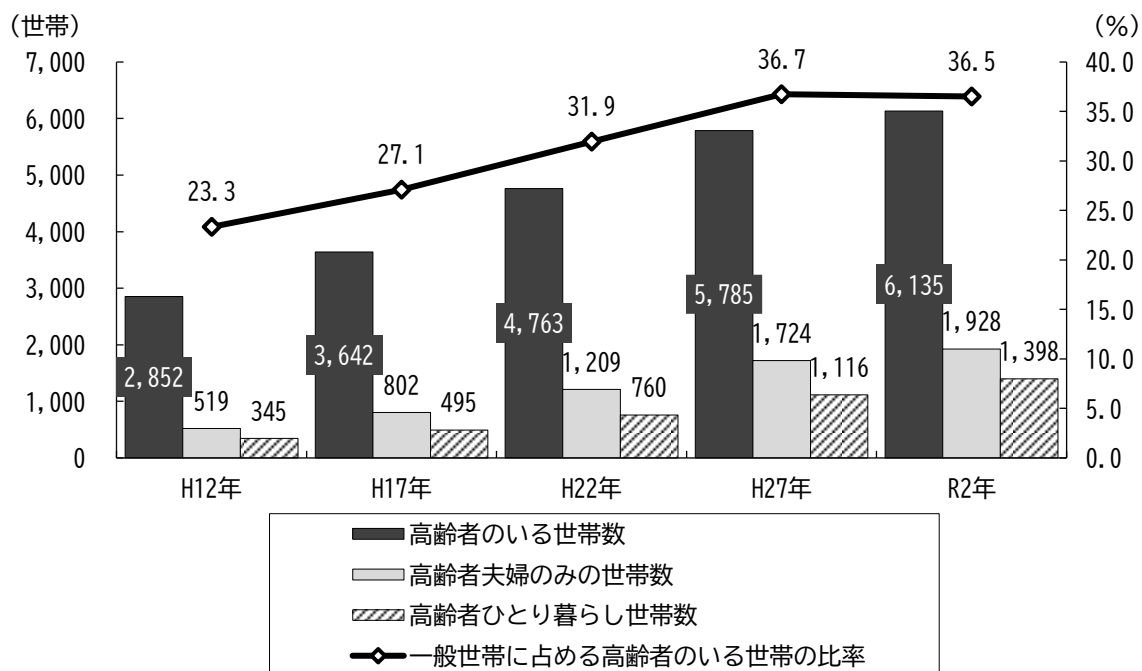
資料：住民基本台帳

(2) 高齢者世帯

◇一般世帯に占める高齢者のいる世帯の比率は、平成27年(2015年)以降は横ばいとなっていますが、高齢者のいる世帯数、高齢者夫婦のみの世帯数、高齢者ひとり暮らし世帯数は増加しています。

◇本町は、国・県と比べると、高齢者夫婦のみの世帯の割合はやや高く、高齢者のひとり暮らし世帯の割合は低く推移しています。

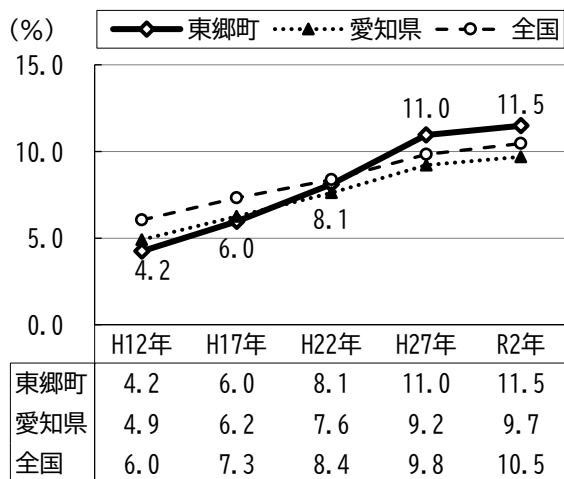
■高齢者世帯数の推移(国勢調査)



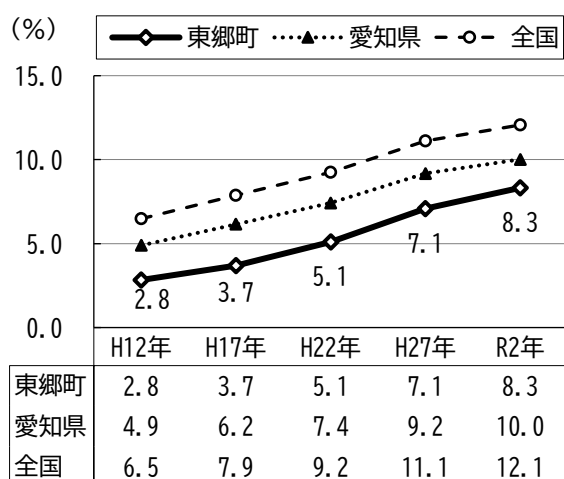
※国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者等からなる世帯をいい、「一般世帯」とは「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。

資料：国勢調査

■一般世帯に占める高齢者夫婦のみ世帯の割合



■一般世帯に占める高齢者ひとり暮らし世帯の割合



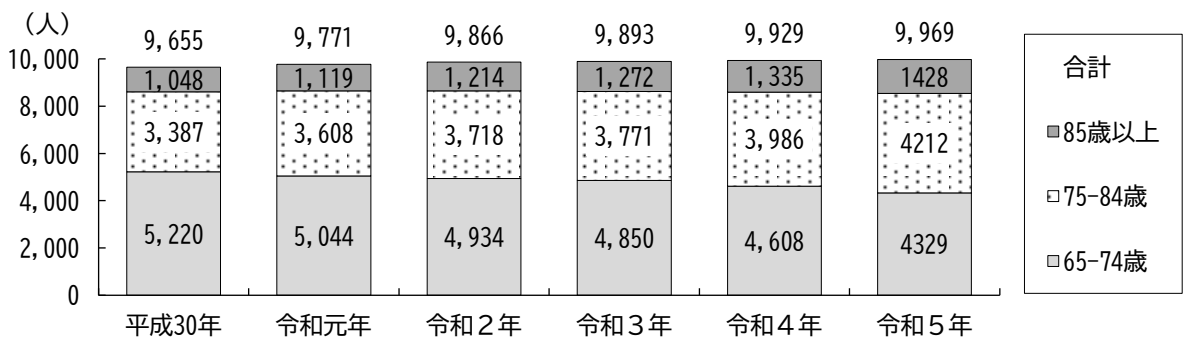
資料：国勢調査

2 介護保険事業

(1) 第1号被保険者数と認定率

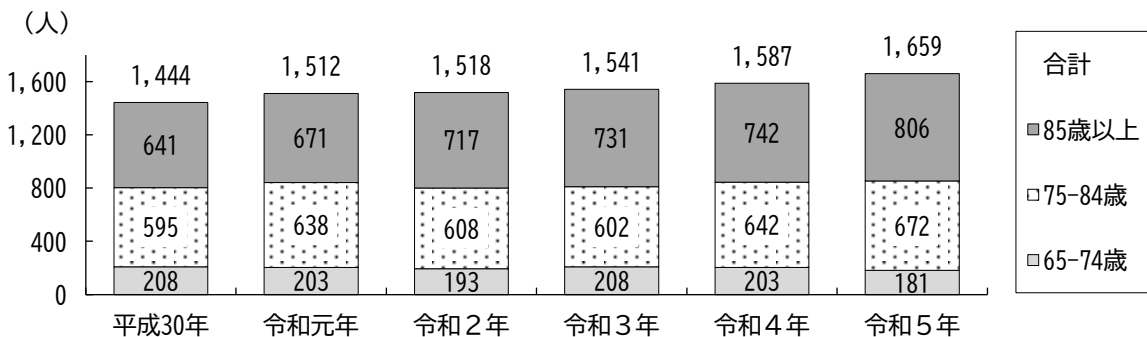
- ◇高齢者数の増加に伴い、第1号被保険者数は増加が続いています。いわゆる団塊の世代が本計画期間中に75歳以上になることから、65～74歳が減少し、75歳以上が増加しています。
- ◇要介護認定者数（要支援認定者を含む。以下同じ。）は85歳以上の人数が最も多く推移しており、認定率も85歳以上は50%台で推移しています。国・県と比べると第1号被保険者の認定率は低く推移していますが、上昇傾向です。これは、認定率の高い85歳以上の年代が増加していることによるものです。

■第1号被保険者数の推移（各年9月30日時点）



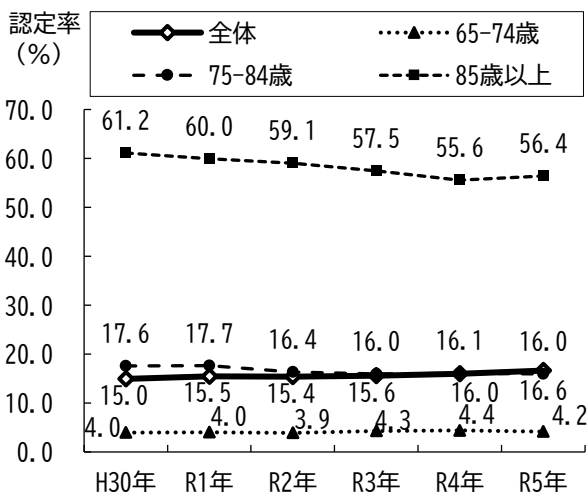
資料：介護保険事業状況報告

■第1号被保険者の要介護認定者数の推移（各年9月30日時点）



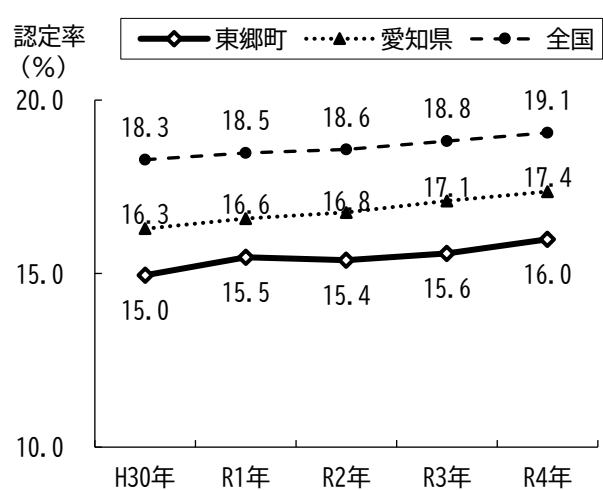
資料：介護保険事業状況報告

■年齢区分別認定率の推移



※ここでの認定率は、第1号被保険者における要介護認定者数の割合です。

■第1号被保険者の認定率の比較

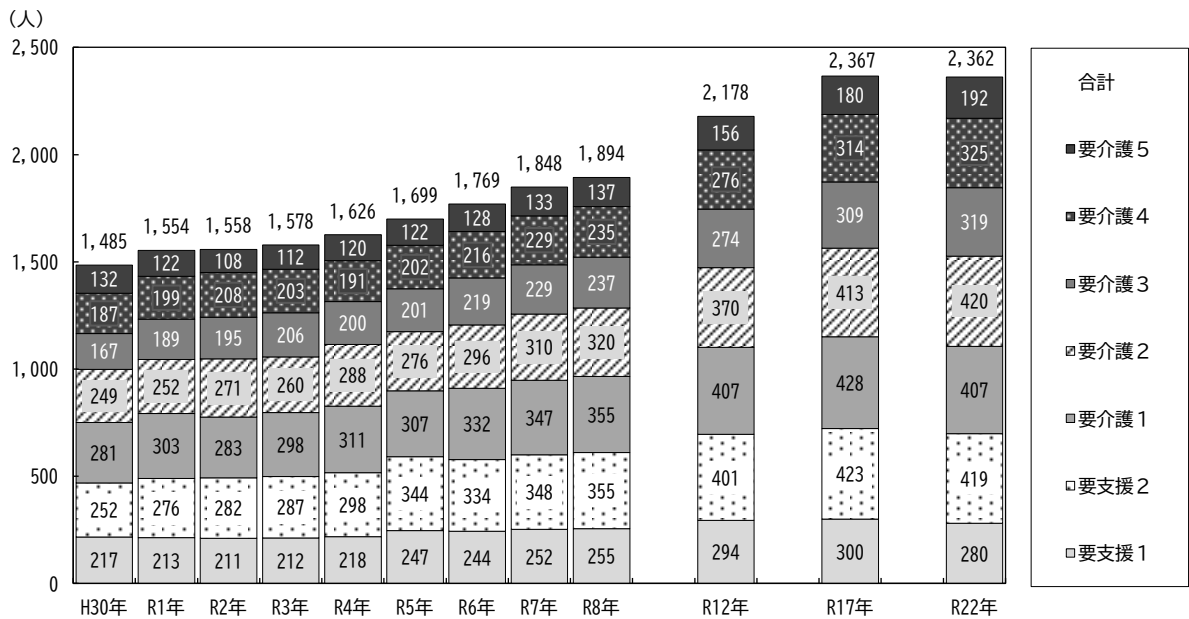


資料：介護保険事業状況報告

(2) 要介護認定者数の推移と将来推計

- ◇本町の要介護認定者数は、令和3年まではほぼ横ばいでしたが、その後は増加が見込まれており、おおむね令和17年（2035年）頃までは増加が続く推計となっています。
- ◇今後も認定率が上昇することから、令和17年頃までは、高齢者数の伸びを上回って、要介護認定者数が増加する見込みです。
- ◇認定率は、令和12年から令和17年頃には20%を超えて推移し、その後団塊ジュニア世代が65歳以上になるにしたがって下降する見込みとなっています。

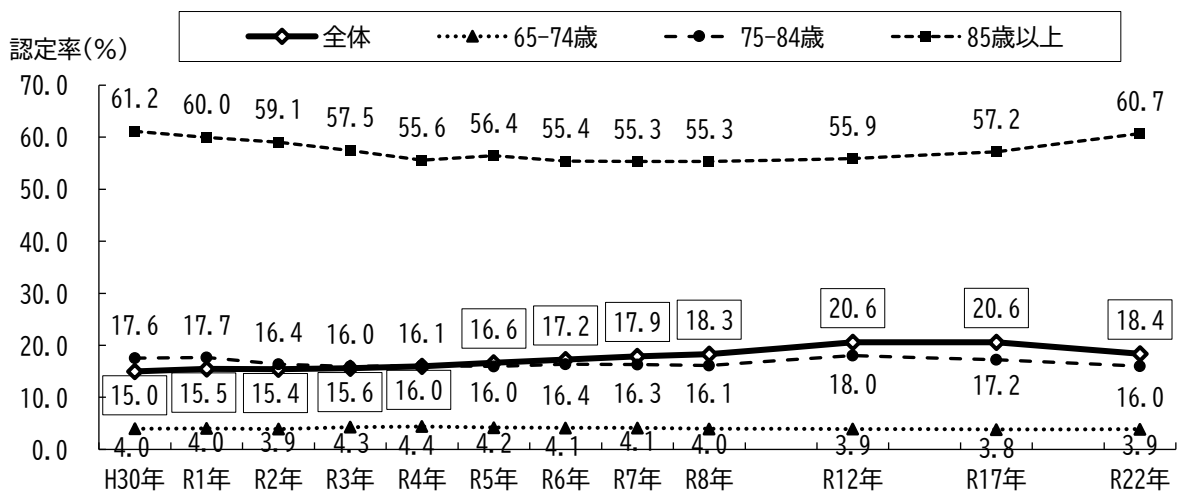
■要介護度別の認定者数推移と将来推計（各年9月30日時点、令和6年以降が推計値）



資料：介護保険事業状況報告

※ここでの要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。

■第1号被保険者の年齢別認定率の推移と将来推計（各年9月30日時点、令和6年以降が推計値）



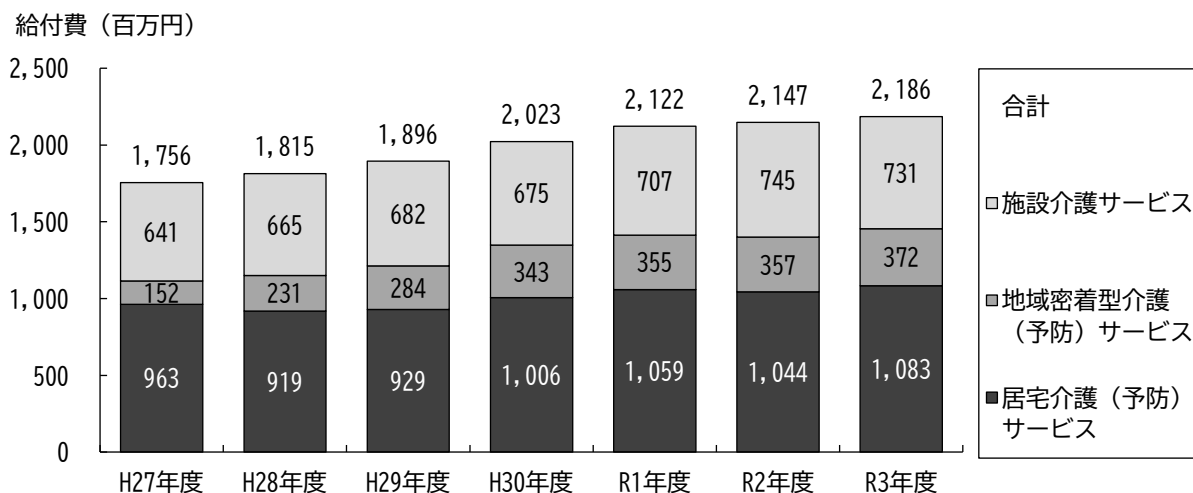
※推計年の認定率は第1号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口×100で算出しています。

資料：介護保険事業状況報告

(3) 介護保険給付費

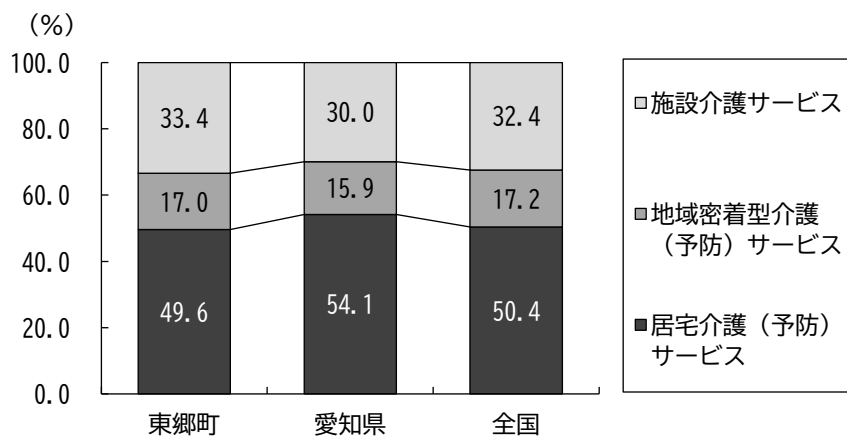
- ◇サービス別介護保険給付費は、要介護認定者数の増加に伴い増加傾向となっています。
- ◇サービス別の給付費の割合をみると、本町はほぼ全国平均並みとなっていますが、愛知県の平均的な動向と比較すると、居宅介護（予防）サービスの割合がやや低く、地域密着型介護（予防）サービス、施設介護サービスの割合がやや高くなっています。

■サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

■サービス別給付費割合の比較（令和3年度）



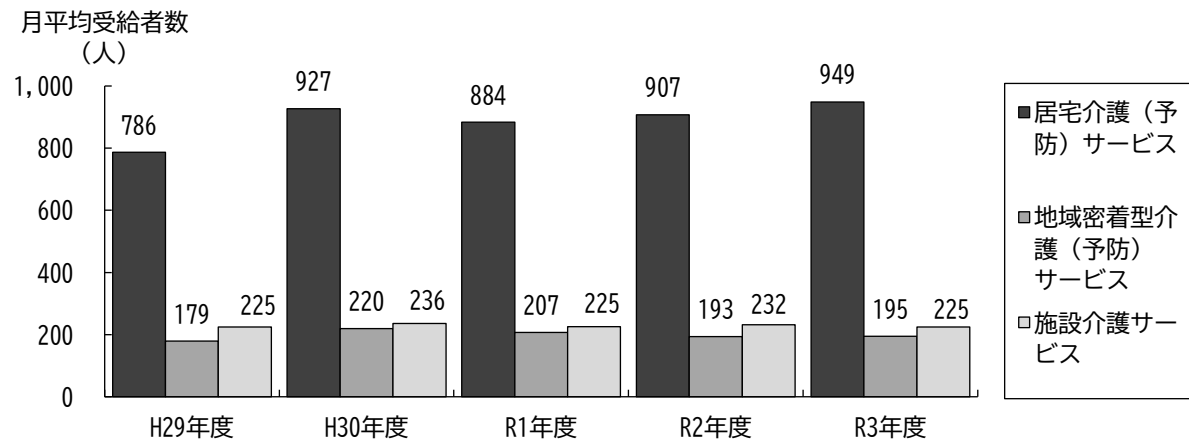
資料：介護保険事業状況報告

(4) 介護保険サービス受給者数の推移

◇介護保険サービス受給者数は、居宅介護（予防）サービスが最も多く、月 900 人前後で推移しています。地域密着型介護（予防）サービスは令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）はそれ以前よりやや減少、施設介護サービスはほぼ横ばいで推移しています。

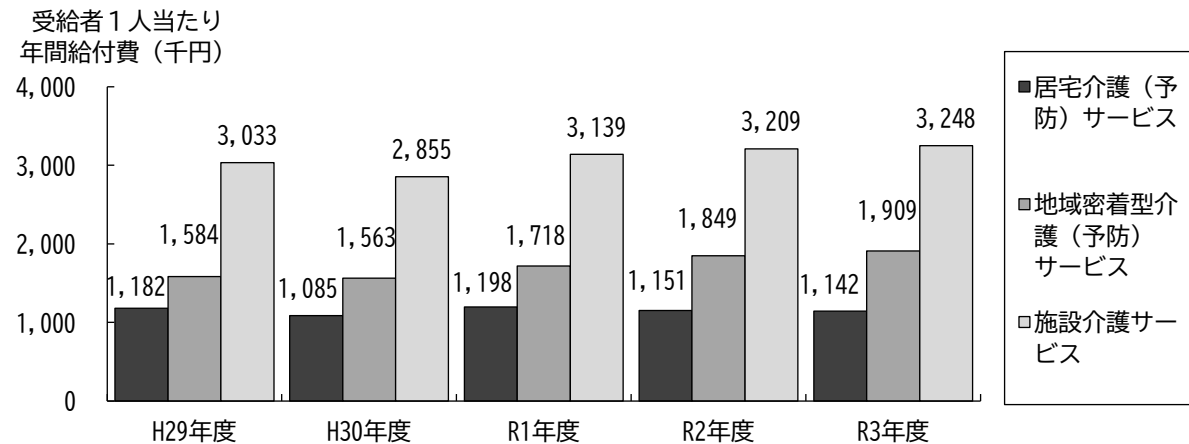
◇受給者 1 人当たりの年間給付費は、施設介護サービスが最も高く、居宅介護（予防）サービスが最も安くなっています。地域密着型介護（予防）サービスについては、近年やや増加傾向となっています。サービス別の 1 人当たり年間給付費は、国・県とほぼ同様の傾向です。

■介護保険サービス受給者数（月平均）の推移



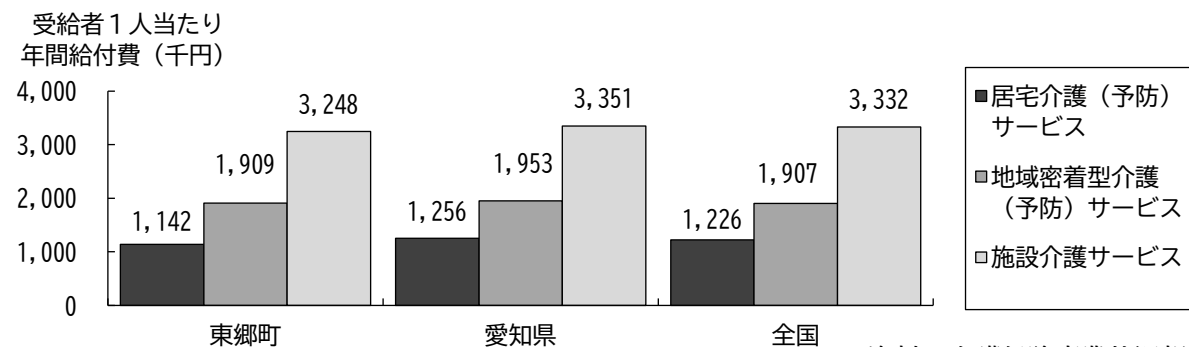
資料：介護保険事業状況報告

■受給者 1 人当たり年間給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

■受給者 1 人当たり年間給付費の比較（令和 3 年度）



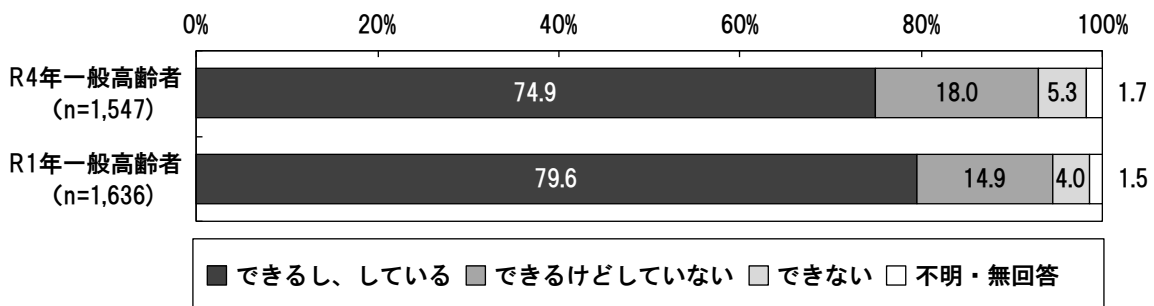
資料：介護保険事業状況報告

3 アンケート調査から見た本町の現状

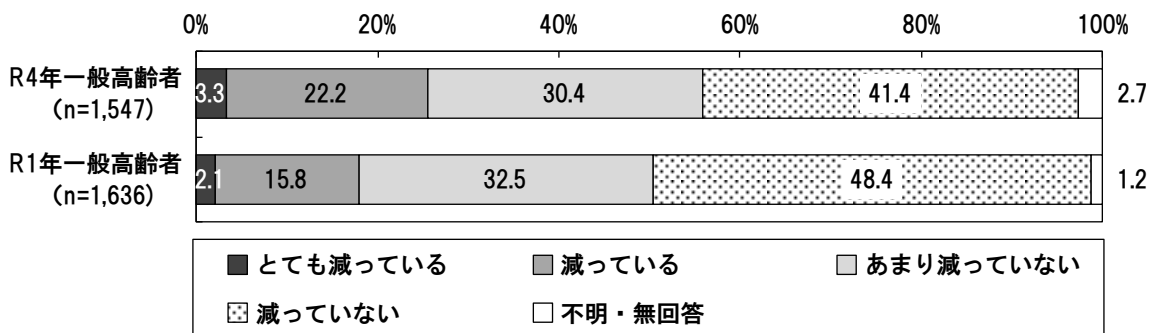
(1) 外出機会の減少

◇アンケート調査では、続けて15分位歩くことを「できるけどしていない」人、昨年と比べて外出が「減っている」人が増加しています。バスや電車等（自家用車を含む）を使っている1人で外出についても、「できるけどしていない」という回答が増加しています。

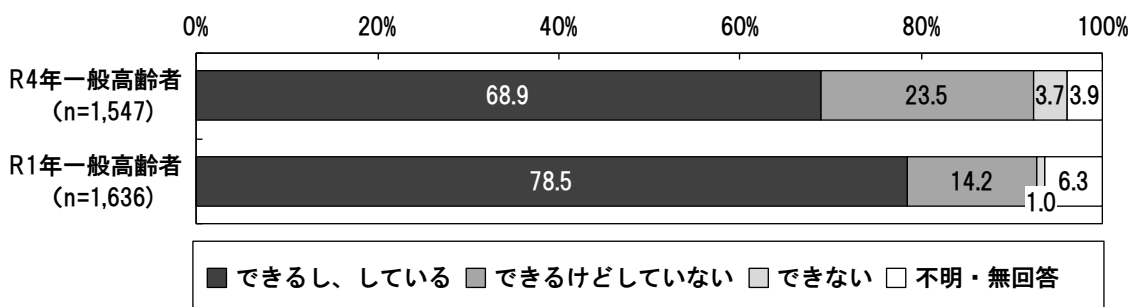
■続けて15分位歩いていますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



■昨年と比べて外出の回数が減っていますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

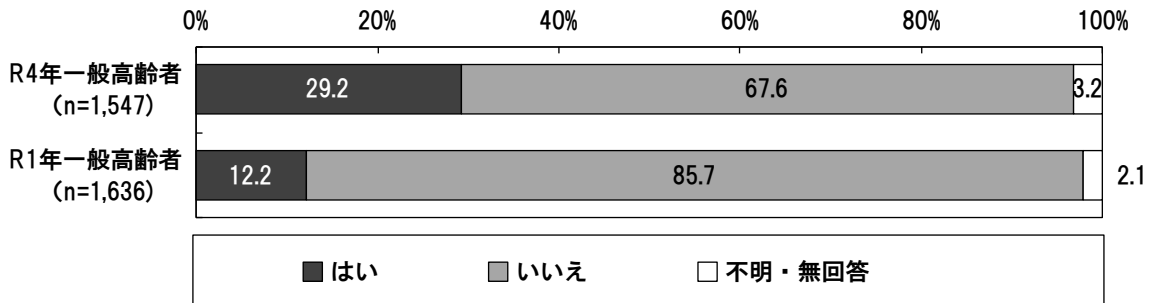


■バスや電車等（自家用車を含む）を使って1人で外出していますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

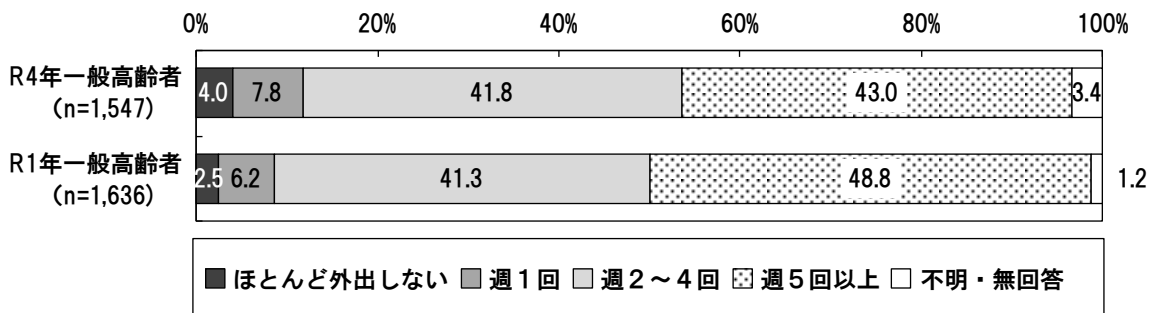


◇新型コロナウイルス感染症の影響等により、外出を控えている人が大幅に増加しています。
 外出の頻度も全体的に低下しており、外出が週1回以下の人が増加しています。

■外出を控えていますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



■週にどの程度外出していますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

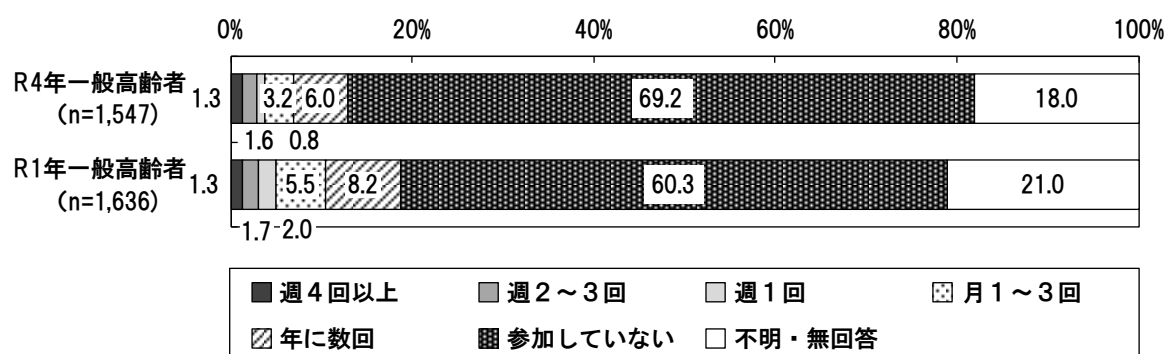


○新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした外出機会の減少が、今後常態化してフレイルにつながることを防ぐ取組の強化が必要だと考えられます。
 ○東郷町では今後 75 歳以上人口の増加に伴い、要介護認定者数の増加が見込まれており、これまで以上に介護予防の取組が重要となります。

(2) 地域での活動やつながりの低下

◇老人クラブや区・自治会といった地域の組織について、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、前回調査より参加する人が減っています。老人クラブについては年齢が若いほど参加する人が少なく、就労継続や価値観の多様化による減少等が考えられます。

■老人クラブへの参加状況【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

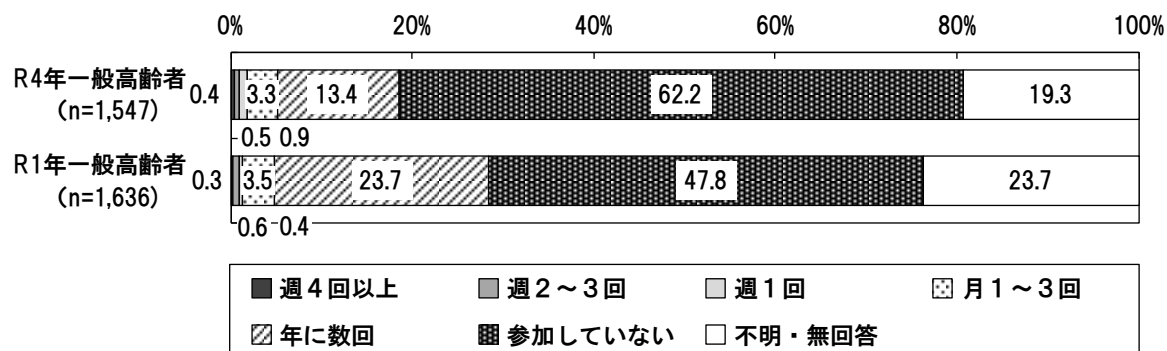


■年齢別にみた老人クラブへの参加状況

単位：％

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	不明・無回答
R4年一般高齢者 (n=1,547)	1.3	1.6	0.8	3.2	6.0	69.2	18.0
65歳～69歳 (n=264)	0.0	1.1	0.0	1.1	6.4	81.1	10.2
70歳～74歳 (n=425)	0.7	1.4	1.2	1.2	6.1	74.8	14.6
75歳～79歳 (n=447)	1.3	1.6	0.7	3.4	6.0	70.2	16.8
80歳～84歳 (n=272)	2.9	2.6	1.5	7.0	5.5	57.4	23.2
85歳～89歳 (n=92)	1.1	1.1	0.0	5.4	5.4	52.2	34.8
90歳以上 (n=21)	0.0	0.0	0.0	9.5	4.8	52.4	33.3

■区・自治会への参加状況【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



◇不足している地域活動について、「地域活動を知らない」「不足していない」という回答が多く、中でも「地域活動を知らない」は65～69歳で50.0%と最も回答が多くなっています。

◇看病や世話をしてくれる人について、ひとり暮らし高齢者では「そのような人がいない」が20.3%となっており、支援を受けられる関係に乏しい傾向があります。

■あなたの住む地域には、どのような地域活動が不足していると思いますか（年齢別）【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

単位：%

	地域活動を知らない	不足していない	地区のサロン活動（茶話会や教室等）	ボランティア活動	区・自治会の活動	老人クラブの活動	町主催の介護予防教室	町民活動団体（NPOを含む）
R4年一般高齢者（n=1,547）	37.5	23.0	8.9	8.4	7.4	6.6	4.1	3.1
65歳～69歳（n=264）	50.0	21.6	6.8	12.1	5.3	1.9	1.5	2.7
70歳～74歳（n=425）	39.5	22.6	12.0	8.0	8.0	4.5	4.2	3.5
75歳～79歳（n=447）	34.9	24.2	6.0	8.9	7.6	8.3	4.5	2.0
80歳～84歳（n=272）	27.9	25.4	9.2	6.6	8.8	8.8	5.5	5.1
85歳～89歳（n=92）	32.6	19.6	13.0	4.3	4.3	7.6	5.4	2.2
90歳以上（n=21）	42.9	14.3	4.8	0.0	9.5	23.8	4.8	0.0

■あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はどなたですか（家族構成別）【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

単位：%

	配偶者	別居の子ども	同居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	友人	隣近所	その他	そのような人はいない
R4年一般高齢者（n=1,547）	64.1	31.6	23.7	7.2	3.6	1.7	1.6	5.5
ひとり暮らし（n=237）	0.0	61.2	0.8	14.8	11.8	5.5	4.6	20.3
夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）（n=678）	90.3	32.6	2.7	4.1	2.5	0.9	0.3	2.5
夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）（n=79）	93.7	11.4	10.1	1.3	1.3	1.3	0.0	5.1
息子・娘との2世帯（n=310）	55.5	17.4	72.3	7.1	1.9	1.3	1.0	2.3
その他（n=199）	54.8	23.1	48.7	10.6	1.5	1.0	4.0	4.5

○地域の活動や高齢者の社会参加活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きく縮小されていることがうかがえ、今後地域活動の周知や相互扶助の関係づくりに向けた活動の活性化が求められます。

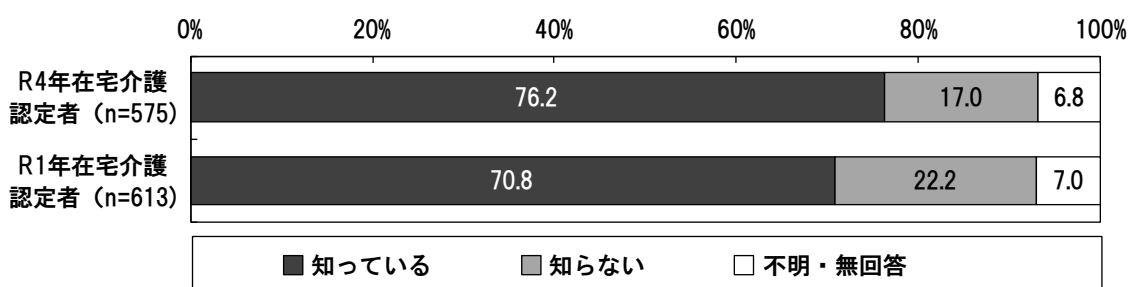
○家族や地域とのつながりが希薄になりやすいひとり暮らし高齢者等、支援を受けられる関係に乏しい人の孤立を防ぐための支援体制づくりも重要です。

(3) 介護保険サービス基盤の安定的な整備

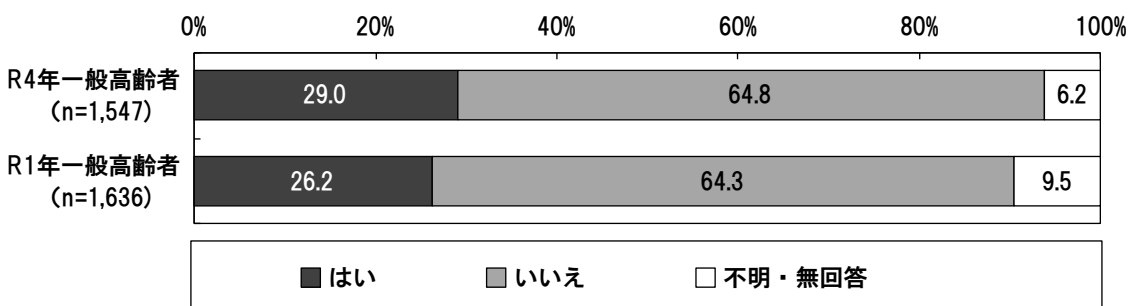
◇地域包括支援センターや認知症の相談窓口の認知度は上昇しています。

◇在宅で要介護認定者を介護する家族が不安を感じる介護等では、「認知症への対応」が最も多くなっています。

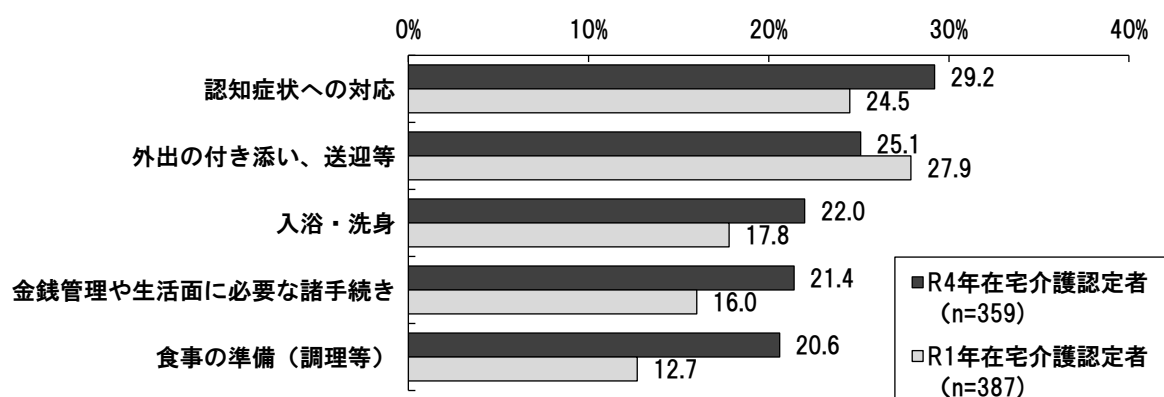
■あなたは、地域包括支援センターを知っていますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



■認知症に関する相談窓口を知っていますか【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



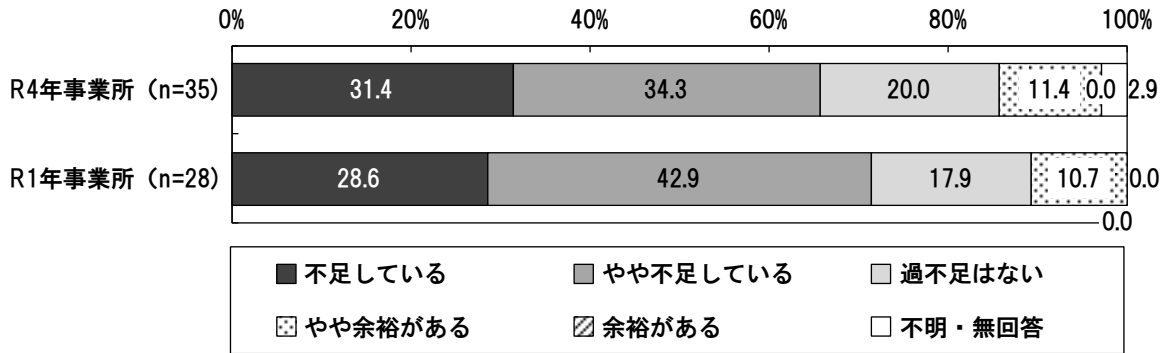
■現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください（上位5項目）【在宅介護実態調査】



◇事業所調査では人材不足が解消されたとはいえない状況があること、介護人材実態調査では若年者の入職が少ない現状が示されています。

◇ケアマネジャーについてはケアマネ業務以外の事務負担やケアプラン作成の事務量の負担が大きいことが示されており、地域ケア推進会議ではケアマネ不足の状況についても指摘されています。

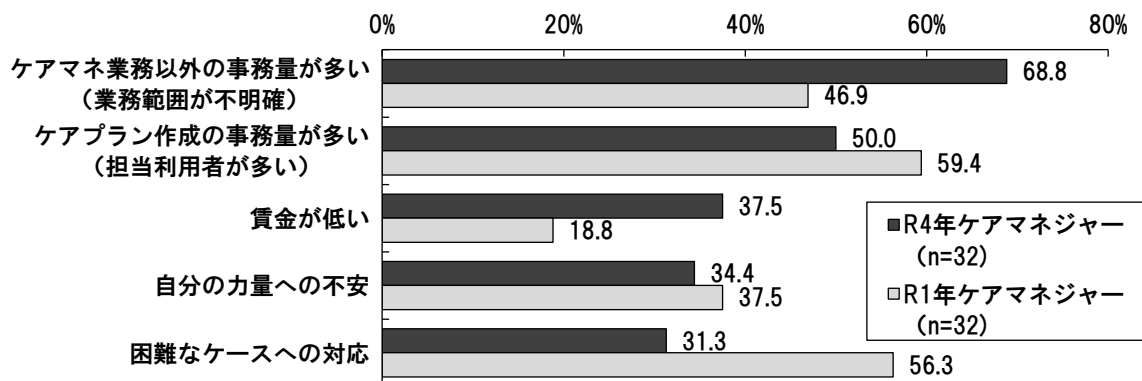
■現在のサービス提供状況からみて、職員数の過不足はありますか【事業所調査】



■過去1年間の介護職員採用者数（正規職員）の年齢別割合【介護人材実態調査】

採用者数		回答事業所数(事業所)	採用者合計(人)	採用者の年齢別割合(%)							
				20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	年齢不明
正規職員	全サービス系統	48	90	5.6	16.7	25.6	27.8	20.0	4.4	0.0	0.0
	訪問系サービス	12	23	17.4	13.0	47.8	17.4	4.3	0.0	0.0	0.0
	施設・居住系サービス	21	44	2.3	22.7	18.2	31.8	20.5	4.5	0.0	0.0
	通所系サービス	15	23	0.0	8.7	17.4	30.4	34.8	8.7	0.0	0.0

■あなたが、ケアマネジャーとして困っていることは何ですか（上位5項目）【ケアマネジャー対象調査】



○今後、支援を必要とする高齢者や要介護認定者数の増加に伴い、各種のサービスや支援ニーズの増大が見込まれます。

○支援に必要な専門職の人材確保が課題になるため、介護サービス以外の多様なインフォーマルサービスの活用や、地域で助け合い、支え合う関係づくりを進めていくことが求められます。

4 第8期計画に基づく施策の実施状況

ここでは、第8期計画に基づく施策の実施状況について、目標指標と取組の状況に基づく課題を整理します。

(1) 健康づくりと介護予防の推進<予防>

①目標指標

指標	実績値				目標値
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
◆健康づくり・疾病予防の推進					
低栄養予防対策事業の実施（人）	—	—	41	54	継続
藤田医科大学連携事業の実施（人）	—	—	28	81	継続
高齢者の健康状態（一般高齢者調査で「とてもよい」と「まあ良い」の合計）	79.5%	—	—	83.4%	増加
◆生きがいと社会参加					
思い出の語り場づくりへの延べ参加者数（人）	5,151	3,469	6,034	15,324	5,240
高齢者社会参加ポイント制度のポイント交換人数（人）	714	705	746	815	830
高齢者社会参加ポイントの認知度（一般高齢者調査で「知っており、利用している」と「知っているが、利用していない」の合計）	39.9%	—	—	39.7%	増加
地域の中の趣味や特技を活かせる場のある割合（一般高齢者調査で「ある」の割合）	25.3%	—	—	19.0%	増加
◆介護予防・日常生活支援事業の推進					
介護予防教室の延参加者数（人）	3,576	1,052	3,382	6,672	4,150
地域リハビリテーション活動支援事業開催回数（回）	5	7	5	15	10
住民主体の健康づくり活動等への参加者としての参加意向（一般高齢者調査で「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計）	56.6%	—	—	53.1%	増加

②主な取組・新規事業

- ・低栄養予防の対策の1つとして、低栄養に特化した料理教室を実施しました。
- ・「藤田医科大学連携まちかど保健室」を開催し、健康や医療等に関する相談支援体制を整えました。
- ・高齢者社会参加ポイント制度事業を推進し、令和4年度にはポイント交換人数が815人に増加しました。

- ・住民主体での通いの場の立上げ及び運営を高齢者思い出の語り場づくり支援事業により支援しました。
- ・住民の身近な地域での通いの場等の活動に、医療や介護等の専門職を派遣し、介護予防の出張講座を開催しました。
- ・地区のコミュニティセンター等で地域の協力のもと、健康・介護予防講座やT O G Oまちかど運動教室の開催、サロン等の立ち上げを支援しました。

③今後の課題

- ・感染症の影響で減少していた社会参加活動や介護予防教室の参加者数は回復してきており、引き続き感染症対策を徹底しながら取組の拡充が求められます。
- ・住民主体の通いの場については、取組が十分知られていないことが課題となっており、実施状況には地区による偏りも見られます。
- ・既に立ち上げられた住民主体の通いの場については、運営の担い手の高齢化や後継者の不足が課題となっています。
- ・通いの場などの地域活動について、より幅広く住民に周知し、主体的な取組を喚起していくことや、地域支え合いコーディネーターによる支援等を通じて、住民支え合い活動の創出につなげていくことが求められます。
- ・社会参加ポイント制度については、利用者は増加している一方で、アンケート調査においても認知が広がっていない状況が示されており、住民への周知が課題となっています。

(2) 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>

①目標指標

指標	実績値				目標値
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
◆在宅生活を支える生活支援サービスの充実					
高齢者タクシー料金助成人数(人)	199	220	252	267	260
◆支え合いの体制づくり					
地域支え合いコーディネーター活動数(件)	—	—	—	—	2
住民主体の健康づくり活動等の企画・運営としての参加意向(一般高齢者調査で「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計)	34.4%	—	—	30.4%	増加
◆見守りの体制づくり					
ひとり歩き高齢者見守りネットワークへの登録者数(人)	250	262	288	324	278
ひとり暮らし高齢者登録への登録者数(人)	441	-	-	469	453
◆担い手の養成					
生活支援サポーター登録者数(人)	14	14	22	30	26
◆災害・感染症への備え					
避難行動要支援者登録制度登録者数(人)	1,883	1806	1,903	1,924	1,960
感染症予防に関する情報の周知啓発	実施	継続	継続	継続	継続
◆生活情報の提供					
講座・教室・イベント等での周知啓発	実施	継続	継続	継続	継続
◆高齢者の権利擁護					
成年後見制度の周知啓発	実施	継続	継続	継続	継続

②主な取組・新規事業

- ・民間事業者を含めた介護保険外サービスをまとめた冊子「とうごうくらしの応援ガイドブック」の更新版をケアマネジャー、ひとり暮らし高齢者等の住民に配布し、介護保険外のサービス等の地域資源の周知を図りました。
- ・第2層地域支え合いコーディネーターを2名設置し、地域の情報収集や地域づくりの支援に取り組みました。また、令和4年度から北部及び南部に多様な住民で構成される地域支え合い協議体をそれぞれ1つずつ設置し、定期的に開催しました。
- ・生活支援サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、介護予防サポーター養成講座等の担い手を育成する講座を開催しました。
- ・町オリジナル介護予防DVDを普及するシニアリーダーへのフォローアップ研修や、運動指導・フレイル予防に関する知識の普及啓発ができるアドバンスシニアリーダー養成に取り組みました。
- ・高齢者等が利用できるデマンドタクシーの導入に向けた実証実験を令和2年度・3年度で実施し、令和4年7月から本格運行を開始しました。

- ・メール配信やひとり歩き検索模擬訓練を活用し、地域全体で認知症高齢者を見守るネットワークづくりや、地域見守り活動への協力協定を結ぶ民間事業者の拡大等、高齢者の見守り体制の整備に向けた取組を推進しました。

③今後の課題

- ・地域と専門職及び行政の連携が課題となっており、災害時支援体制づくりや地域ケア会議の開催が求められます。
- ・自宅での生活を継続するため、自立支援の観点からの生活環境や動作の改善等、リハビリの視点が重要となっており、リハビリ職の活用拡大が必要です。
- ・各地域における取組の基盤となる第2層地域支え合い協議体の活動が広がる一方、町全体の課題について検討する第1層地域支え合い協議体のあり方が課題となっています。
- ・地域における高齢者の見守りの体制づくりについては、その手法や関わる人を広げていくことなど、引き続き整備のための取組が求められます。

(3) 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり<医療・介護>

①目標指標

指標	実績値				目標値
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
◆要介護者の在宅生活を支えるサービス					
理髪サービス事業延利用者数(人)	46	35	29	34	50
介護用品購入費助成受給者数(人)	341	347	341	313	411
◆介護家族支援					
認知症家族支援講座の参加者数(人)	35	28	34	59	39
家族介護者リフレッシュ事業参加者数(人)	16	中止	10	13	20
1年以内に介護を理由に仕事を辞めた主な介護者の割合(在宅介護実態調査で「主な介護者が仕事を辞めた」の割合)	8.5%	—	—	7.5%	減少
◆在宅医療・介護連携の推進					
電子@連絡帳の利用者数(人)	130	130	138	151	170
電子@連絡帳の登録患者数(人)	70	80	90	101	150
◆専門職の人材育成					
多職種ミーティングの参加人数(人)	102	143	154	172	106
多職種カンファレンスの参加人数(人)	140	133	202	211	168
職員が不足している事業所の割合(事業所調査で「不足している」と「やや不足している」の合計)	72.4%	—	—	65.7%	減少
◆介護サービスの適正化					
介護給付適正化計画の策定	第4期計画	第4期計画	第5期計画	第5期計画	第5期計画
ケアプランチェック詳細チェック(件)	25	28	3	20	24
実地指導事業所数(箇所)	10	3	7	8	8
◆事業所と連携した災害・感染症への備え					
事業所と関連した災害対策	実施	継続	継続	継続	継続
事業所と関連した感染症対策	実施	継続	継続	継続	継続

②主な取組・新規事業

- ・介護用品購入費助成事業について、令和3年8月から利便性向上のためチケット(金券)方式に変更しました。
- ・家族介護者リフレッシュ事業では、男性介護者の集いを同時開催し、男性介護者にも参加しやすいように工夫しました。
- ・多職種が集う場で、実際の支援ケースをもとに対象者本人の望む暮らしや自立のための支援について様々な視点や気づきを得られるよう、グループワークの手法を取り入れた多職種カンファレンスを開催しました。
- ・在宅医療介護連携の住民向け啓発活動として医療介護フェアを実施しました。

③今後の課題

- ・ サービスを利用せず家族・地域との関係も薄くなっているひとり暮らし高齢者の支援が課題となっています。
- ・ 在宅で生活する要介護認定者について、様々な要因により家族が必要な介護を担うことが難しい家庭が存在しており、横断的な連携体制の構築が課題となっています。
- ・ 在宅医療介護連携に係る医療機関等とのネットワークの構築や住民への在宅医療介護の普及啓発、電子@連絡帳の普及啓発をする必要があります。

(4) 重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

①目標指標

指標	実績値				目標値
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
◆安心して暮らすための体制づくり					
地域ケア推進会議開催回数（回）	4	4	4	5	4
庁内連携のための会議開催回数（回）	7	2	3	1	7
◆地域包括支援センター機能の充実					
地域包括支援センターを知っている人の割合（一般高齢者調査で「はい」の割合）	36.3%	—	—	42.3%	増加

②主な取組・新規事業

- ・ 地域ケア推進会議在宅医療・介護推進部会を開催し、在宅医療介護に関して住民への周知が不足している現状から住民に在宅医療介護について周知する方法として、専門職による出張講座の実施方法等を検討しました。

③今後の課題

- ・ 家族と疎遠等による身寄りのない高齢者や、8050問題、ダブルケア等といった地域課題があり、早期介入可能な横断的に対応できる関係部局・機関の連携、重層的支援体制の構築が求められます。
- ・ 地域ケア推進会議等を通して、地域課題についての共通認識を広め、住民主体の地域づくりを推進していくことが課題となっています。
- ・ 障がい福祉や子育て部門と専門職の連携不足や自立支援の視点からの関係者間との連携が課題となっており、情報共有や顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

(5) 重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応

①目標指標

指標	実績値				目標値
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
◆認知症の正しい理解の促進					
認知症カフェ・本人カフェ参加者数(人)	1,053	405	921	1,012	1,400
認知症に関する相談窓口を知っていますか(一般高齢者調査で「はい」の割合)	26.2%	—	—	29.0%	増加
◆認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備					
認知症初期集中支援チームの支援人数(人)	6	3	3	2	12
認知症地域支援推進員による認知症窓口の周知啓発(回)	50	54	53	108	60
チームオレンジ(地域ごとの支援チーム)の設置数(チーム)	—	—	1	3	2

②主な取組・新規事業

- ・認知症地域支援推進員と連携し、町役場内でのパネル展示や啓発動画の放映、図書館特設コーナーでの書籍紹介、町広報紙での啓発、体験講座の実施、LivR TOGO～まちの窓口～での認知症当事者の作品展示等、さまざまな機会や媒体(町の公式SNS等)を活用して認知症の正しい理解の促進に取り組みました。
- ・認知症の状態に応じて、受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした「認知症ケアパス(冊子)」を多職種が集まる場で説明・配布し、医療介護関係者への普及に努めました。
- ・認知症サポーター養成講座を実施した地区を対象に認知症サポーターステップアップ講座を実施し、いつ誰が支援を必要となっても支え合える仲間として「チームオレンジ」を発足しました。

③今後の課題・地域課題

- ・認知症カフェについては、認知症の本人やその家族が安心して通える場となるように、認知症地域支援推進員を始めとする関係者で目的やあり方等を検討しながら、参加を広げていくことが課題となっています。
- ・認知症高齢者等の見守り・支援が課題となっており、見守りネットワーク事業の見直し等が求められます。
- ・家族・地域への認知症について正しい知識の周知が不足しているため、認知症サポーター養成講座を幅広い世代に向けて実施する必要があります。

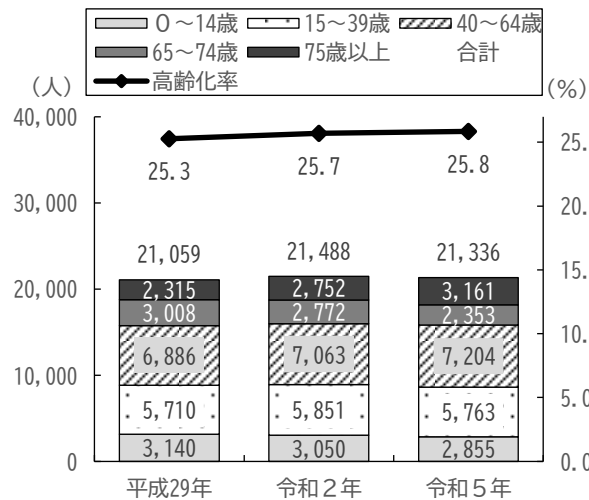
5 日常生活圏域の状況

「日常生活圏域」については、地域包括ケアシステムを構築する単位として、市町村が地域の実情に応じて設定するものとされています。本町では、圏域を南北の二つに分け、北部地域、南部地域の2つの日常生活圏域を設定し、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。人口やアンケート調査結果から見た日常生活圏域の状況は、以下のとおりとなっています。

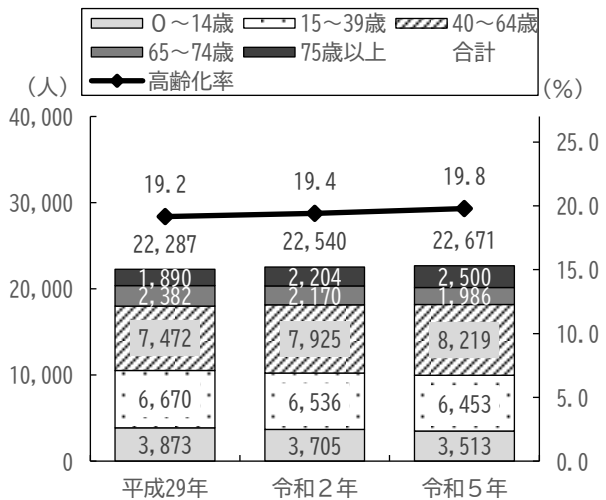
(1) 高齢者人口の状況

◇北部地域と南部地域は、総人口では大きな違いはありませんが、高齢化率は令和5年で北部25.8%、南部19.8%となっており、南部より北部が6.0ポイント高くなっています。

■年齢別人口・高齢化率の推移（北部）

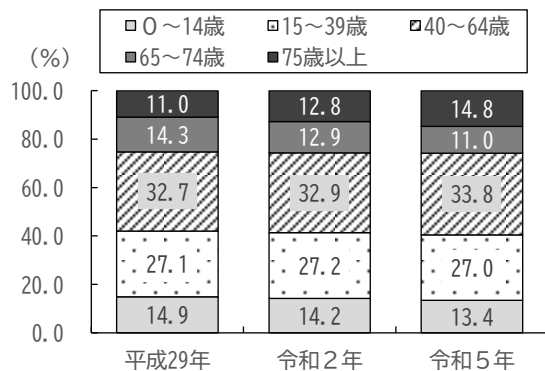


■年齢別人口・高齢化率の推移（南部）

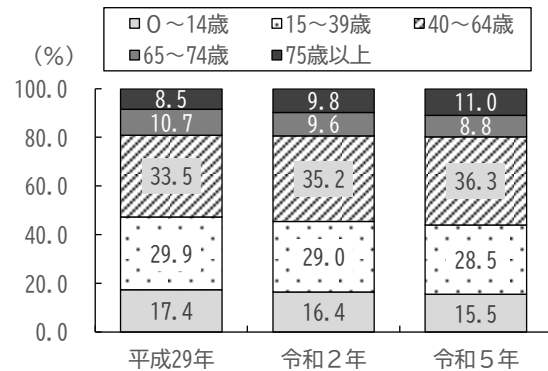


資料：住民基本台帳

■年齢別人口割合の推移（北部）



■年齢別人口割合の推移（南部）



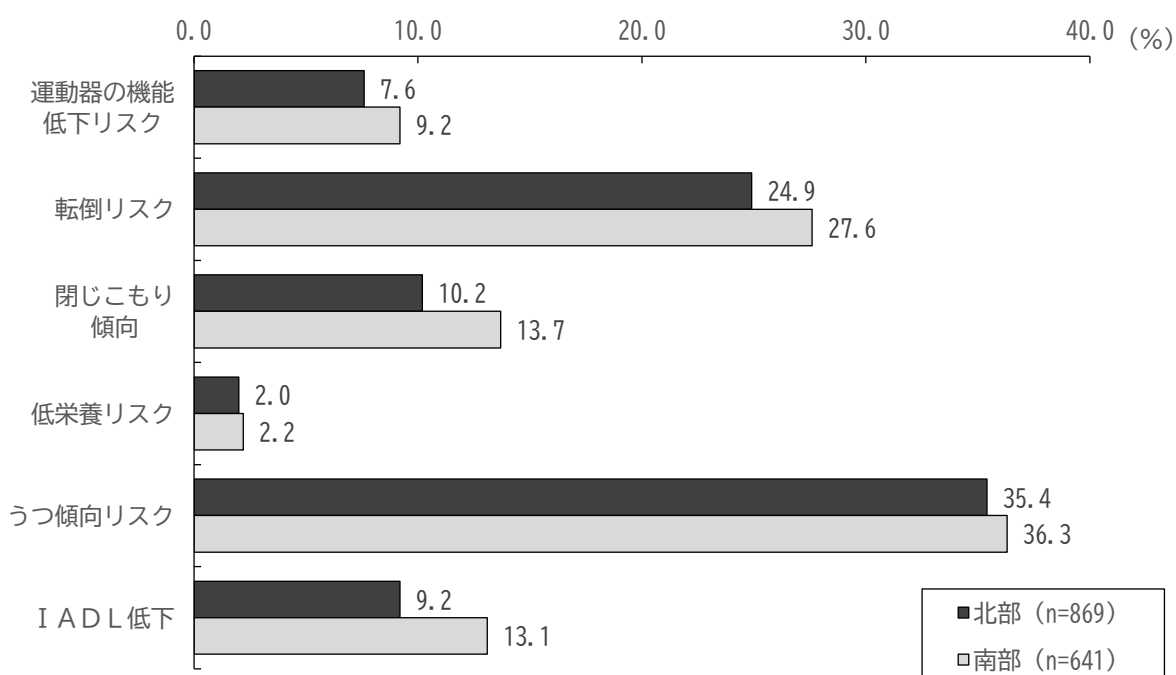
資料：住民基本台帳

(2) 要介護リスク等の状況

◇要介護リスク等の状況においては、リスク該当者の割合は、全ての項目において、北部が低く、南部が高い状況となりました。

◇中でも、閉じこもり傾向とIADL低下については、北部と比べて3ポイント以上、南部の割合が高くなっています。

■要介護リスク該当者割合の圏域別比較



※各種の要介護リスクについては、アンケート調査における特定の質問への回答状況から、国が示した判定基準に基づいて該当者を抽出しています。

※IADLは「手段的日常生活動作」と訳され、掃除・料理・洗濯・買い物などの家事やコミュニケーション、交通機関の利用、自分の薬の管理、お金の管理など、単純な運動能力ではなく、日常生活を問題なく送る上で必要な活動を行う力を意味します。ここでは「低い」(北部2.4%、南部4.7%)又は「やや低い」(北部6.8%、南部8.4%)と判定された人の割合の合計を示しています。

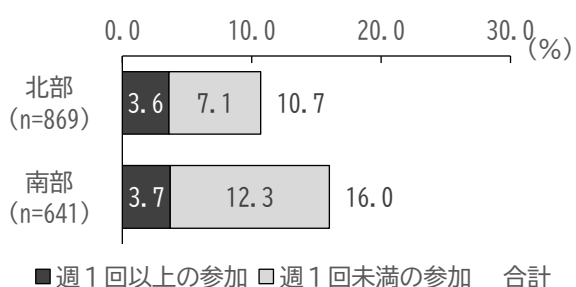
(3) 地域活動・社会参加の状況

◇いずれの項目についても、参加率は北部が低く、南部が高くなっています。

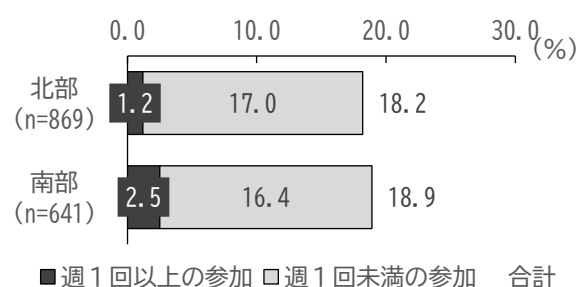
◇中でも、老人クラブや収入のある仕事については、北部より南部の方が5ポイント以上高くなっており、地域活動が比較的活発で、就労の割合が高い状況です。

■年間の地域活動等への参加状況の圏域別比較

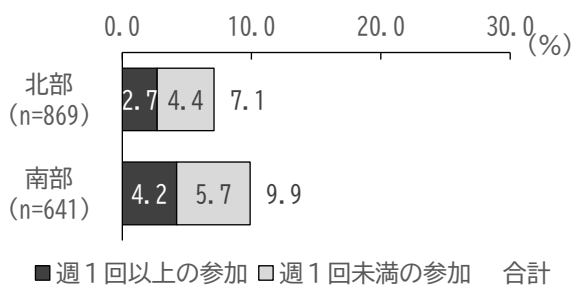
①老人クラブ



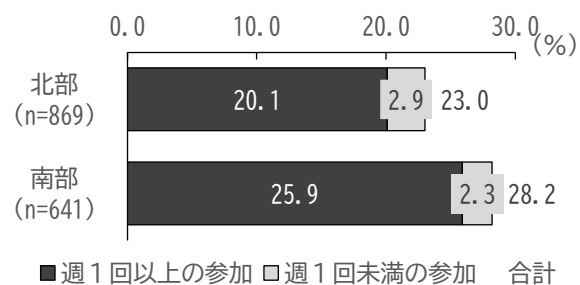
②区・自治会



③介護予防のための通いの場



④就労等収入のある仕事

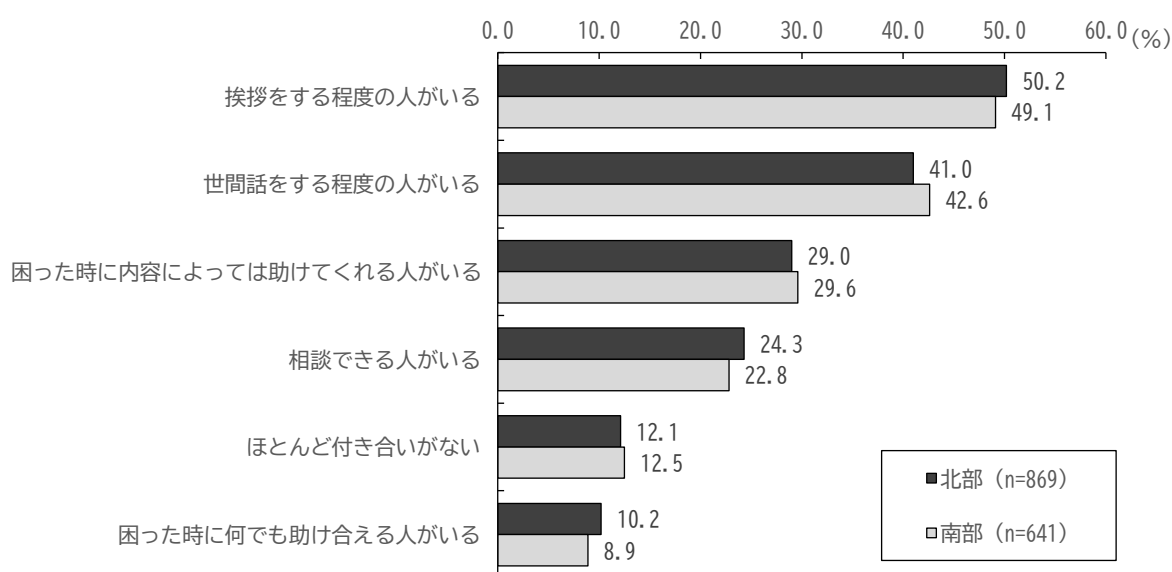


(4) 地域の人との関わりの状況

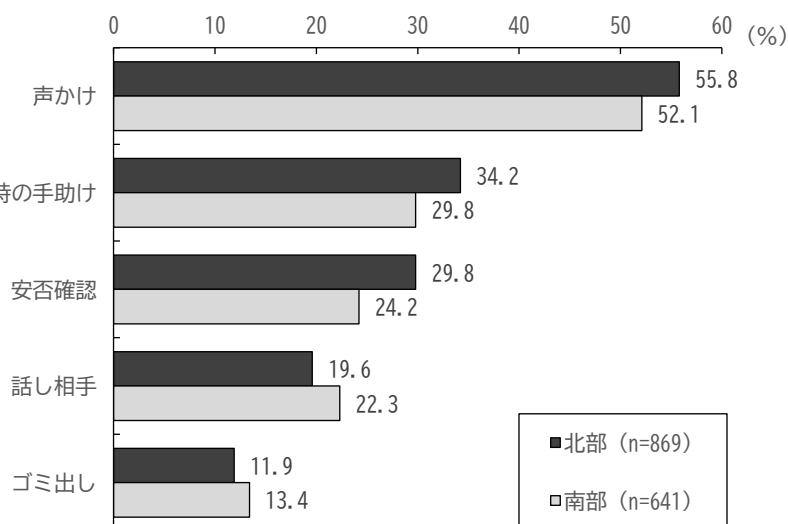
◇地域の人との付き合い、地域の人に対して手助けや協力できることの選択においては、選択した内容の上位の順番に圏域別の差はありませんでした。なお、項目によって、回答の量に差が生じています。

◇地域の人に対して手助けや協力できることについては、「声かけ」「災害時の手助け」「安否確認」については、南部より北部の回答がやや多く、「話し相手」「ゴミ出し」については、北部より南部の回答がやや多くなっています。

■地域の人との付き合い



■地域の人に対して手助けや協力できること（上位5項目）



6 第9期計画策定の視点

本町の現状を踏まえた見直し

- ・団塊の世代が75歳以上となり、今後支援を必要とする高齢者や要介護認定者の増加が見込まれることから、地域で高齢者を支える体制づくりや介護保険サービスの確保等の取組が、これまで以上に重要となります。また、介護予防の取組の強化も求められます。
- ・高齢者の外出や地域活動に新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していることがアンケート調査の結果にも表れており、閉じこもり傾向が常態化してフレイルにつながることを防ぐ取組や、地域における活動の活性化が課題となっています。
- ・地域包括支援センターの認知度が上昇している一方で、ひとり暮らし高齢者では看病や世話をしてくれる人が「いない」が約2割となっているなど、地域で支援を必要とする高齢者を孤立させないネットワークづくりが課題となっています。

施策の実施状況や地域課題を踏まえた見直し

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって停滞していた地域における社会参加活動や介護予防活動については、参加が回復している一方で、担い手の不足や高齢化が課題となっています。介護予防や見守り活動、多様な地域課題の解決等に取り組む住民主体の活動を活発にしていくことが求められます。
- ・サービスを利用せず家族・地域からも孤立しているひとり暮らし高齢者や、様々な要因により家族が必要な介護を担うことが難しい家庭、8050問題、ダブルケア、身寄りのない高齢者の増加といった地域課題があり、公的な支援だけではなく住民相互の助け合いや、利用可能な地域資源の掘り起こしを含めた、重層的な支援体制の整備に引き続き取り組む必要があります。
- ・在宅で生活する要介護者の家族においては、認知症への対応を不安に感じる人が最も多く、地域においても認知症高齢者等の見守り・支援や、家族・地域の疾患に対する理解が課題となっており、引き続き認知症に関する理解促進や支援の充実が求められます。



第9期計画策定の方向

- ・第8期計画で重点目標として位置付けた「地域包括ケアシステムの深化と推進」「認知症への正しい理解と早期対応」については、引き続き重点的な取組とし、本町の実情を踏まえた施策の充実を図ります。
- ・中長期的な観点から介護保険サービスの確保に取り組むとともに、アンケート調査結果や各種統計情報、第8期計画の取組状況を踏まえ、これまでの事業の適正化を図り、住民のニーズに即した事業展開に取り組めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第8期東郷町高齢者福祉計画において「いきいきと住みたい 支え合いのまち とうごう」を基本理念として掲げ、高齢者施策を推進してきました。

今後本町においては、団塊の世代の高齢化に伴い、要介護認定者数の増加やひとり暮らし等の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行動制限や外出自粛を求められた影響から、減少した外出機会や社会参加、地域活動の活性化に取り組んでいくことが求められます。住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりに向けた、地域包括ケアシステムの更なる推進は、引き続き重要な課題となります。

そこで本計画においても、第8期計画における基本理念を引き継ぎ、自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちづくりを推進していくことをめざします。

【基本理念】

いきいきと住みたい 支え合いのまち とうごう

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第8期計画では、高齢者の状態像から「元気な高齢者」、「地域で支援を受けている高齢者」、「介護保険サービスを受けている高齢者」の3つに分類し、それぞれの対象とする取組を3つの基本目標に基づいて推進してきました。加えて、重点目標として、「地域包括ケアシステムの深化と推進」と「認知症への正しい理解と早期対応」を掲げ、施策を推進してきました。

本計画では重点的に取り組む項目についても、全て基本目標のもとに位置付け、包括的な施策体系とするとともに、地域包括ケアを支える体制の強化に関する取組を、4つ目の基本目標として、施策の再編を行いました。

第8期計画

- 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防>
- 基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>
- 基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり <医療・介護>
- 重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進
- 重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応

第9期計画(本計画)

- 基本目標1** 健康づくりと介護予防の推進 <予防>
- 基本目標2** 高齢者の生活を支える環境の充実 <生活支援>
- 基本目標3** 安心して暮らせる支援の充実 <医療・介護>
- 基本目標4** 地域包括ケアを支える体制の強化 <支援体制>

※重点取組項目は各基本目標に基づく施策として位置付け

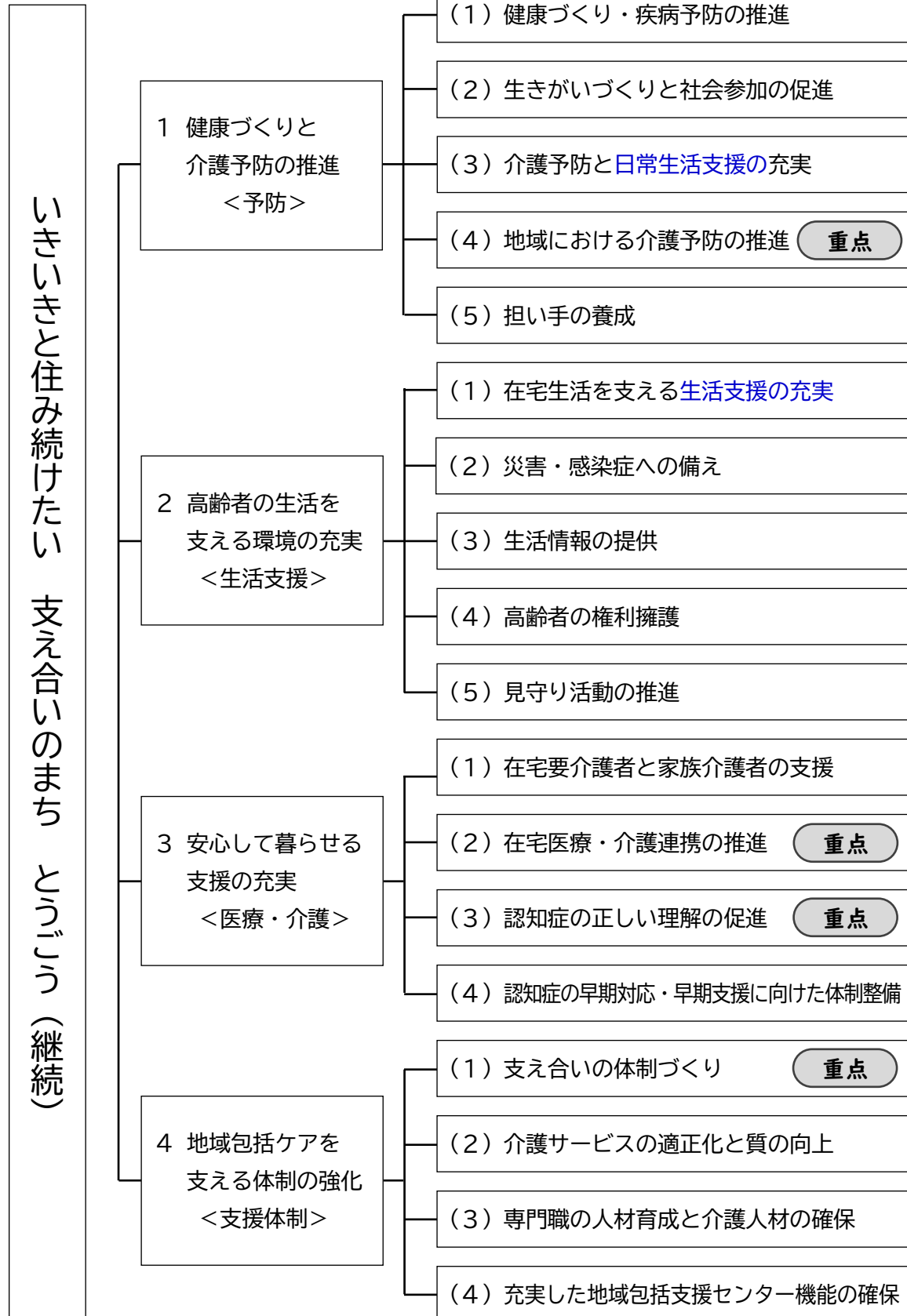
3 施策体系

※ **重点** = 重点取組項目

基本理念

基本目標

基本施策



第4章 分野別の具体的な取組方針

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防>

(1) 健康づくり・疾病予防の推進

健康教育や健康相談を通じて、高齢者の自発的な健康づくりを支援していくとともに、各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康を守ります。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
長寿健診受診率（％）	38.7	46.4	54.0
高齢者の健康状態（介護予防・日常生活圏域二ーズ調査で「とてもよい」と「まあ良い」の合計）（％）	79.5	83.4	増加

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①低栄養予防対策の推進	「低栄養予防」に特化することで高齢期に必要な食事について理解を促し、フレイル（虚弱）状態にならないように支援します。また、初心者の方でも簡単にできる調理方法を学び、自立した食生活を送れるよう支援します。	高齢者支援課
②藤田医科大学連携まちかど保健室	藤田医科大学と連携して地域の身近な場所で「まちかど保健室」を開催し、医療や介護の専門職による健康相談や、介護予防・健康づくりに関する講話を実施します。	高齢者支援課
③特定健診・長寿健診・特定保健指導の実施	健診事業を実施し、健診結果をもとに適切な保健指導を行い、健康づくりを支援します。	健康保険課

事業名	事業内容	担当課
④生活習慣病予防に係る周知啓発	要介護・要支援状態となるリスクが高い生活習慣病への意識を高めるため、日頃から適度な運動をし、食生活を改善するなどの生活習慣病予防の周知啓発を積極的に推進します。	健康保険課
⑤がん検診等の推進	がん検診等を実施するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、がんの早期発見・早期対応を図ります。	健康保険課
⑥各種高齢者予防接種費用の助成	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種等の料金助成を行うことで接種率の向上に努めます。	健康保険課

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢化が進展する一方で、現役時代と変わらずに元気に暮らしている高齢者も多くなっています。このような高齢者に積極的に社会活動に参加してもらうことで、できるだけ長く、健康で生きがいのある人生を送ってもらうとともに、地域の一員として、社会的な役割を果たしてもらえるように支援します。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
高齢者社会参加ポイント制度のポイント交換人数(人)	714	815	951
思い出の語り場づくりへの延べ参加者数(人)	5,151	15,324	15,527
高齢者社会参加ポイントの認知度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で「知っており、利用している」と「知っているが、利用していない」の合計）（％）	39.9	39.7	増加

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①高齢者社会参加ポイント制度事業	高齢者の閉じこもりを予防し、社会参加を促すことを目的として、高齢者社会参加ポイント制度を実施します。また、事業を通じて一般介護予防教室、住民主体で行っているサロンなどの通いの場や老人クラブの活動の周知につなげます。アンケート調査では制度の認知度が上がっていないことから、制度の周知にも力を入れます。	高齢者支援課
②老人クラブ活動の充実	地区老人クラブ活動の活性化と高齢者の社会参加が促進できるよう、生きがいづくりや健康づくりに関する情報等を提供するなど、社会福祉協議会と連携して活動を支援します。また、広報紙や町ホームページ等で地区老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動状況を紹介し、老人クラブへの加入を促進します。	高齢者支援課
③高齢者スポーツ大会の支援	心身の健康の保持及び相互の親睦を図るため、高齢者の交流の場として開催されているグラウンドゴルフ大会等のスポーツ大会を支援します。	高齢者支援課
④伝統文化の継承	本町の文化や伝統を高齢者から子ども達に伝承していくため、活動を行う伝統文化保存団体等に補助金を交付します。発表会など郷土の歴史・文化に親しめる機会を増やして、伝承活動の支援をします。	生涯学習課
⑤思い出の語り場づくりへの支援	高齢者の孤独感の解消、引きこもりの防止を目的に、通いの場を提供している団体等に補助金を交付します。また、助成団体の活動がより充実するよう支援し、冊子等で助成団体の活動状況を紹介します。	高齢者支援課
⑥高齢者ボランティアポイント制度事業	高齢者がボランティアに参加することで、自身の介護予防や生きがいにつながることから高齢者のボランティア活動実績に応じてポイントを付与し、多くの高齢者が積極的に参加できるように支援します。	高齢者支援課
⑦シルバー人材センターへの支援	高齢者に働く機会を提供し、生きがいのある生活を送ることができるよう、シルバー人材センターへ補助金を交付します。今後も増加する高齢者の生きがい活動や就業支援のため、継続して運営を支援します。	産業振興課

(3) 介護予防と生活支援のサービスの充実

高齢者が要介護状態となることの防止及び要支援者の状態の維持・改善につながるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な推進を図ります。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中サービス）	継続	継続	継続
介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和訪問型サービス・通所型サービス）	継続	継続	継続
自立支援応援事業利用者数（人）	—	—	18
65歳以上人口における認定率（％）	15.5	16.0	18.5未滿

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中サービス）の実施・周知	地域での生活が継続できるよう早期に短期集中サービスを実施することで重度化を防止し、高齢者個々の現状機能を維持できるように支援します。また、サービスの内容を住民が理解できるように事業内容を周知するとともに、ケアマネジャーや対象者に対してサービス利用者の改善事例などを示します。	高齢者支援課
②介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和訪問型サービス・通所型サービス）の実施・周知	多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、総合事業対象者が利用できる基準緩和訪問型サービス・通所型サービスを実施します。サービスの内容を住民が理解できるように事業内容を周知します。	高齢者支援課
③自立支援応援事業	いつまでも住み慣れた地域で暮らすため、日常生活を送る上でのちょっとした身体的な困りごとや不安を抱え始めた早期から、医療専門職（管理栄養士、理学療法士、作業療法士等）の助言が受けられる体制をつくることで、自立した生活の継続を図ります。	高齢者支援課

(4) 地域における介護予防の推進 重点

地域における高齢者主体の介護予防を推進するとともに、地域資源を最大限に活用した多様な介護予防教室や地域の通いの場の充実を図り、自立支援と重度化防止の取組を推進します。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
介護予防教室の延べ参加者数（人）	3,576	6,672	8,412
うちTOGOまちかど運動教室延べ参加者数（人）	—	3,368	4,208
地域リハビリテーション活動支援事業開催回数（回）	5	15	20

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①65歳以上のための健康づくり出張講座	地域のサロンや通いの場等において、運動・体力測定・栄養・口腔等の各専門講師による出張教室を開講します。	高齢者支援課
②保健事業と介護予防の一体的実施	レセプト、検診等の情報から健康課題を明確にし、庁内関係部局が連携し、事業内容を検討し、フレイル予防等を目的とした保健事業と介護予防を一体的に実施します。	健康保険課 高齢者支援課
③地域で健康・介護予防講座	住み慣れた地域に更なる通いの場を設けるため、体操や低栄養予防、お口の健康についての講座を地区コミュニティセンター等で開講します。講座終了後も、講師派遣や住民主体の通いの場の立ち上げの支援を継続的に行います。	高齢者支援課
④TOGOまちかど運動教室	高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるよう、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、自発的に参加できる通いの場を充実させるとともに、地区の特性やニーズに応じた介護予防に資する体操等を実施します。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	住民主体の通いの場等に理学療法士等のリハビリテーション職が出向き、加齢に伴う身体機能の低下に対し機能維持のための助言を行うなど、地域での活動を支援します。	高齢者支援課
⑥民間企業型地域介護予防教室	東郷町内にある民間企業等と協働し 65 歳以上の高齢者誰もが参加できる介護予防教室を実施します。	高齢者支援課
⑦介護予防DVDの普及	運動の指導者がいない状況でも各々の身体状況に見合った運動ができる体制を整えるため、身体に関する悩みを改善するためのワンポイントアドバイス等を収録したDVD及び小冊子を普及します。DVDを効果的に活用するための普及員（シニアリーダー）も併せて養成します。	高齢者支援課

(5) 担い手の養成

高齢者支援の担い手やボランティアの育成・支援を行うとともに、高齢者自身のボランティア活動への参加も促進します。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
シニアリーダー登録者数（人）	－	42	49

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①シニアリーダー養成講座及び活動支援	住民主体のサロンやT O G Oまちかど運動教室での介護予防DVDの普及や体操指導を行うシニアリーダーを養成します。また、シニアリーダーのスキルアップを図るため、研修や運動教室での現場実習や指導体制を整え、活動を支援します。	高齢者支援課
②認知症サポーターの養成及び活動支援	認知症についての正しい理解や知識を習得し、認知症高齢者とその家族への対応を学ぶために、住民及び町内企業向けに認知症サポーター養成講座を実施します。地域で認知症に対する理解を深め、認知症になっても住みやすい地域づくりの体制を整えます。	高齢者支援課
③介護予防サポーターの養成及び活動支援	地域における介護予防教室の普及に伴う介護予防サポーターの活動の場の増加に対応するため、介護予防サポーター養成講座を実施します。また、介護予防サポーターの活動を充実させるために、研修等を開催し、スキルアップを図ります。	高齢者支援課
④生活支援サポーターの養成	住民が、高齢者の心身機能や関わり方、支援の方法等を学び、高齢者の生活支援の担い手として活躍することを目的とし、生活支援サポーター養成講座を実施します。	高齢者支援課

基本目標 2 高齢者の生活を支える環境の充実<生活支援>

(1) 在宅生活を支える生活支援サービスの充実

地域の自助・互助による取組状況を把握しながら、地域の事業者や社会福祉法人等による生活支援を充実します。特に、町が実施する事業はセーフティネットとしての役割があることを踏まえ、食事、移動、住まいなどの支援や介護負担の軽減など、日々の生活に必要な支援を実施します。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
食の自立支援事業（配食サービス）利用者数（人）	—	213	継続
高齢者タクシー料金助成受給者数（人）	199	267	継続

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①緊急通報システム事業	75歳以上で緊急性のある疾病を持病としている、ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故などの緊急時に迅速に対応できるようにします。	高齢者支援課
②食の自立支援事業（配食サービス）	低栄養状態となるおそれのあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に夕食を配達するとともに、安否確認を行います。	高齢者支援課
③巡回バス（じゅんかい君）等の利便性の向上	日常の交通手段として高齢者等が無料で利用できる巡回バスや、バス停までの移動が困難な人への対応として運行するデマンドタクシー等の利便性の向上を図ります。	地域安心課
④高齢者タクシー料金助成事業	一定の要件を満たすひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯にタクシー助成券を交付して、日常生活の利便性向上と社会参加の促進を図ります。	高齢者支援課
⑤生活援助員派遣事業	シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、安否確認や家事援助を行います。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
⑥介護保険外サービス一覧表の作成・普及	高齢者やケアプランを作成するケアマネジャーが、高齢者の日常生活の困り事を解決する手段として、介護保険外のサービスを活用できるように一覧表を作成し、定期的に情報を更新することで、サービスの周知を図ります。	高齢者支援課

(2) 災害・感染症への備え

避難行動要支援者名簿を活用した互助による地域での助け合いの仕組みづくりや、福祉避難所の設置などの要配慮者に配慮した災害時支援体制を進めます。また、各種感染症等の予防に関する情報の周知啓発、町が実施する事業での感染症対策の実施など、感染症予防と高齢者支援や介護予防等の地域における活動が両立できるよう取り組みます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
避難行動要支援者登録制度登録者数（人）	1,883	1,924	継続

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①町の防災体制の充実	防災対策についての情報提供や周知啓発を行います。また、関係部署の連携を更に深められるよう、災害時における具体的な高齢者支援について情報共有を行います。	地域安心課 高齢者支援課
②災害時の避難場所の確保	要介護認定者の災害における避難場所について、介護保険施設等との協力協定を締結し、災害時の避難場所を確保します。	地域安心課
③防災情報等の周知啓発	警報等の災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ及びSNSに加え、地域安心メールの活用を推進します。	地域安心課

事業名	事業内容	担当課
④避難行動要支援者登録制度の推進	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯のうち、支援が必要な人を避難行動要支援者として登録し、災害等の緊急時に迅速な対応ができるよう台帳を整備します。	高齢者支援課
⑤救急安心カードの配布	避難行動要支援者登録をした高齢者に、緊急連絡先等が記載できる救急安心カードを配布し、緊急時に迅速に対応できるようにします。	高齢者支援課
⑥感染症予防に関する情報の周知啓発	各種感染症予防に関する情報の周知啓発を町ホームページ、ポスター掲示等で実施します。	地域安心課 健康保険課 高齢者支援課
⑦事業所と連携した災害・感染症対策	事業所における「事業継続計画（BCP）」の策定や避難訓練等の災害対策、感染症対策等について必要に応じて情報提供や助言を行います。	地域安心課 高齢者支援課

(3) 生活情報の提供

介護保険制度や福祉施策等、高齢者の生活に関わる情報提供を行います。町の広報紙や町ホームページを始めとして、各種の媒体や機会を活用し、必要な人に必要な情報が届く環境整備を進めます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
講座・教室・イベント・SNS等での周知啓発	継続	継続	継続

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①広報紙・町ホームページ等での周知啓発	広報紙、町ホームページ、SNS等で介護保険制度を始め、高齢者施策の周知啓発を図ります。また、必要な情報を得やすい町ホームページの作成に取り組みます。	高齢者支援課
②かかりつけ医等の周知啓発	健康について気軽に相談できるかかりつけの医師、歯科医師及び薬剤師の必要性について、周知啓発を図ります。	健康保険課
③高齢者の交通事故防止のための周知啓発	愛知県、警察署等の関係機関と協力連携し、交通安全教室やキャンペーン等の交通安全や事故防止のための周知啓発を推進します。	地域安心課
④運転免許証自主返納事業の周知啓発	高齢の運転者による、加齢に伴う機能低下がもたらす交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納制度について、高齢者や家族等へ周知します。また、自家用車以外の交通手段や移動支援についても周知の強化を図ります。	地域安心課

(4) 高齢者の権利擁護

高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止対策の充実を図ります。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
成年後見制度の周知啓発	継続	継続	継続

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①高齢者虐待防止への対応	高齢者虐待の防止や早期発見につながるよう、広報紙や町ホームページ等で周知します。発見時には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携して対応します。	高齢者支援課
②成年後見制度の利用促進	判断能力の不十分な高齢者の権利を守るため、成年後見制度を周知し、必要に応じて相談支援を行います。尾張東部権利擁護支援センターや関係機関と連携して、高齢者の権利擁護を図ります。	高齢者支援課
③詐欺・悪質商法に関する情報提供	消費生活出前講座において、高齢者が巻き込まれやすい詐欺や悪質商法に関する消費者トラブルについて情報提供し、被害の未然防止を図ります。	地域安心課
④消費生活相談の実施	詐欺や悪質商法の被害や契約トラブル等に対応するため、消費生活相談員による相談業務を実施します。	地域安心課

(5) 見守り活動の推進

地域住民や様々な関係機関・事業所の協力を得て、地域の見守りネットワークの充実を図ることで、高齢者の孤立を防ぎ、必要な支援が行き届くよう取り組みます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
ひとり歩き高齢者見守りネットワークへの登録者数（人）	250	324	392
ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数（人）	441	469	継続

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①高齢者地域見守り活動事業	郵便局、新聞販売店、宅配事業所等と高齢者地域見守り活動事業の協力に関する協定のもと、高齢者の異変を早期に発見、対応できる体制を継続します。また、今後も多業種との協力協定を締結できるよう取り組みます。	高齢者支援課
②ひとり歩き高齢者見守りネットワークの推進	認知症高齢者のひとり歩きが発生した場合に、地域住民の支援を得て早期に発見できるよう、メール配信や地区の防災無線を活用し、地域全体で認知症高齢者を見守るネットワークづくりを充実させます。また、愛知警察署と認知症高齢者等行方不明者の早期発見等の取組に関する協定のもと、情報共有を進め、行方不明者の早期発見や保護につなげます。	高齢者支援課
③ひとり暮らし高齢者登録制度の推進	ひとり暮らし高齢者が安心して在宅で生活できるよう、名簿への登録を希望した高齢者に対し、民生委員・児童委員による定期的な見守り活動を行います。	高齢者支援課

基本目標3 安心して暮らせる支援の充実<医療・介護>

(1) 在宅要介護者と家族介護者の支援

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。また、認知症や寝たきりの高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護をしている家族同士の交流を図ることや、介護保険サービスの充実を図ります。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
認知症家族支援講座等の延べ参加者数 （人）※	43	66	49
家族介護者リフレッシュ事業参加者数 （人）	16	13	15
1年以内に介護を理由に仕事を辞めた主な 介護者の割合（在宅介護実態調査で「主な 介護者が仕事を辞めた」の割合）（%）	8.5	7.5	減少

※令和5年度より事業見直しにより一部事業が認知症本人と家族の一体的支援に移行。

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①認知症家族支援講座等の実施	専門職による講話や家庭介護に必要な介護方法に関する講座等を行うことにより認知症の正しい理解や介護技術の向上への支援を行います。また、講座の中で、気軽に相談等が出来る場を提供します。	高齢者支援課
②家族介護者リフレッシュ事業	在宅の家族介護者の介護負担を軽減できるように、研修や交流の場を提供します。	高齢者支援課
③理髪サービス事業	在宅で生活している常時寝たきりの高齢者等に理髪券を交付し、出張等による理髪サービスを提供します。	高齢者支援課
④外出支援サービス事業	在宅で生活している一定の要件を満たす要介護者が、車いすで通院等する際に、福祉車両で送迎します。	高齢者支援課
⑤介護用品購入費助成事業	在宅で生活している常時おむつを必要としている要介護者に対して、おむつ等の購入費を一部助成します。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
⑥介護離職ゼロに向けた取組	町内一般企業を対象に、介護に関する様々な企業向け制度を周知し、介護を理由に従業者が離職することのないよう、啓発を進めます。また、介護者に対し、介護休業制度等の情報提供を行います。	高齢者支援課
⑦認知症対応型通所介護サービスの提供	認知症の高齢者が可能な限り自宅での日常生活を続けられるよう、利用者の状態にあったデイサービスを提供し、本人及び家族介護者の支援につなげます。	高齢者支援課

(2) 在宅医療・介護連携の推進 **重点**

医療と介護を必要とする高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療と介護の専門職が連携して、切れ目のない在宅医療と介護の提供ができる体制の充実に取り組めます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
電子@連絡帳の利用者数（人）	130	151	171
電子@連絡帳の登録患者数（人）	70	101	121
電子@連絡帳の登録記事数（件）	614	472	1,236
多職種カンファレンス・ミーティング延べ参加者数（人）	242	383	395

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①訪問診療の周知	訪問診療が可能な町内の医療機関の情報を提供します。	こども健康課
②医療介護サポートセンター運営事業	在宅医療と介護の連携を深めるため、在宅医療に関する体制を構築します。また、サポートセンターや他機関と共に専門職に対する相談支援、研修機会の確保及び医療介護関係者の連携課題について検討します。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
③電子@連絡帳の活用	在宅の要介護者等を支援するため、電子連絡帳「レガッタネットとうごう」を運用します。なお、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や連絡相談を適時、早期に行えるよう利用を促進します。また、広域での情報連携を通してサービスの向上につなげます。	高齢者支援課
④多職種ミーティングの開催	医療従事者や介護従事者等の多職種が連携できる交流会として多職種ミーティングを開催し、情報交換を促進します。	高齢者支援課
⑤多職種カンファレンスの開催	多職種が集い、実際の支援ケースをもとに自立のための支援について様々な視点や気づきを得られるよう、意見交換を行います。また、個々のケースから共通の地域課題や地域の資源について検討します。	高齢者支援課
⑥地域住民への在宅医療・介護についての啓発	住民向けのイベント及び専門職による出張講座を実施して、在宅医療介護連携について、普及啓発を行うことで理解の促進を図ります。また、普及啓発を促進するため、地域の医療機関、介護サービス、専門職等の社会資源を紹介する在宅医療介護に関する冊子を周知啓発に活用するとともに、定期的に情報を更新します。	高齢者支援課

(3) 認知症の正しい理解の促進 重点

認知症の理解を促進するためのイベント等を通して啓発を行うとともに、認知症高齢者を地域で見守っていくために、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
認知症カフェ・本人カフェ参加者数（人）	1,053	1,012	1,138
認知症サポーター登録者数（人）	3,663	4,441	5,322
認知症に関する相談窓口を知っていますか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で「はい」の割合）（％）	26.2	29.0	増加

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①認知症理解のための周知啓発	9月の世界アルツハイマー月間を中心に、認知症に関する講演会、広報紙での特集、図書館での書籍紹介、役場での掲示及び動画の放映など幅広い周知啓発を推進します。	高齢者支援課
②認知症カフェの実施	認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で見守っていただけるようにするため、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けます。	高齢者支援課
③認知症ケアパスの活用	認知症の状態に応じて、受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）を活用し、認知症高齢者とその家族や医療・介護関係者への普及を図ります。	高齢者支援課
④認知症の予防に資する取組の推進	健康的なライフスタイルの確立や生活習慣病予防の促進、社会的孤立や知的な活動の低下を防ぐ取組など、介護予防活動や社会参加活動を通じて、認知症の予防に資すると考えられる取組の展開を図ります。	高齢者支援課
⑤高齢者等にやさしいお店登録制度の推進	認知症サポーターが1名以上在籍し、高齢者等にやさしい接客により利用しやすい店づくりに取り組んでいるお店を登録し、周知することで、高齢者等が住み慣れたまちで安心して生活できる環境づくりを推進します。	高齢者支援課
⑥認知症サポーターの養成及び活動支援 【再掲】	認知症についての正しい理解や知識を習得し、認知症高齢者とその家族への対応を学ぶために、住民及び町内企業向けに認知症サポーター養成講座を実施します。地域で認知症に対する理解を深め、認知症になっても住みやすい地域づくりの体制を整えます。	高齢者支援課

(4) 認知症の早期対応・早期支援に向けた体制整備

認知症の早期に必要な支援・サービスに結びつける体制を充実していくとともに、医療・福祉専門職の連携強化と資質向上を図ります。更に、地域全体で認知症高齢者及びその家族を見守り、必要に応じて早期に支援が行えるよう、医療や介護の専門機関だけではなく地域の商店や民間企業も含めたネットワークの構築を進めます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームの支援人数（人）	6	2	7
チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）の設置数（チーム）	—	3	7

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームが認知症高齢者及びその家族に早期から関わり、必要な医療や介護に結び付けるなど早期診断・早期対応に向けて支援します。	高齢者支援課
②認知症地域支援推進員による活動	認知症地域支援推進員を中心に、関係機関との連携体制の構築や、認知症カフェ等の支援、相談支援体制の構築を行うことにより、認知症高齢者やその家族への効果的な支援を推進します。	高齢者支援課
③チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）による支援	認知症サポーターを対象にしたステップアップ講座を実施し、修了したサポーターによる支援チームを地域ごとに作り、認知症高齢者やその家族のニーズに応じた支援に取り組めます。	高齢者支援課
④高齢者地域見守り活動事業【再掲】	郵便局、新聞販売店、宅配事業所等と高齢者地域見守り活動事業の協力に関する協定のもと、高齢者の異変を早期に発見、対応できる体制を継続します。また、今後も多業種との協力協定を締結できるよう取り組みます。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
⑤ひとり歩き高齢者見守りネットワークの推進【再掲】	<p>認知症高齢者のひとり歩きが発生した場合に、地域住民の支援を得て早期に発見できるよう、メール配信や地区の防災無線を活用し、地域全体で認知症高齢者を見守るネットワークづくりを充実させます。また、愛知警察署と認知症高齢者等行方不明者の早期発見等の取組に関する協定のもと、情報共有を進め、行方不明者の早期発見や保護につなげます。</p>	高齢者支援課
⑥ひとり歩き高齢者等の位置情報提供サービス（GPS）導入への支援	<p>ひとり歩きの恐れのある認知症高齢者等を対象にGPS端末の初期費用を助成します。GPS端末の利用により、ひとり歩き発生時に早期発見・早期保護を目指します。</p>	高齢者支援課
⑦認知症本人とその家族の一体的支援の実施	<p>認知症当事者とその家族介護者が集える機会を設け、専門職に気軽に相談できる場として位置付けるとともに、介護者同士の交流や当事者のやりたいことを叶え、当事者が生き生きと過ごす姿を介護者に見てもらふことにより当事者と介護者の関係性の再構築を図ります。</p>	高齢者支援課

基本目標4 地域包括ケアを支える体制の強化<支援体制>

(1) 支え合いの体制づくり **重点**

いつまでも全ての高齢者が安心して生活できるまちであり続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを充実させ、高齢者の生活実態や地域の課題を適切に把握します。また、住民や専門職、行政等が協働でまちのあるべき姿を検討し、包括的な地域づくりを推進します。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
地域ケア推進会議開催回数（回）	4	5	4
地域支え合い協議体開催回数（回）	16	18	30

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①地域支え合い協議体の運営	全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるよう、「互助」を基本とし、住民が抱える地域の課題を把握し、課題解決に向けて情報交換とアイデア出しを行う、住民主体の地域支え合い協議体を支援します。	高齢者支援課
②地域支え合いコーディネーターの配置	住民の「互助」の活動創出をサポートするために、地域支え合いコーディネーターを配置します。また、地域での実態把握や地域資源の開発、関係者間のネットワークの構築に取り組みます。コーディネーターは集約された地域の情報を定期的に更新し、ケアマネジャー等の専門職や情報を必要とする人に積極的に提供します。	高齢者支援課
③ボランティアセンター（社会福祉協議会内）との連携	高齢者が、ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行いながら、互いに支え合う地域づくりを進めるため、ボランティア活動についての情報を共有し、連携を図ります。	高齢者支援課 福祉課
④ボランティア、NPOの活動への支援	活動場所の提供やNPOと町との協働等により、高齢者を支援するNPOの活動を支援します。	企画情報課

事業名	事業内容	担当課
⑤保健・医療・福祉等の連携による地域づくりの推進	高齢者の在宅生活を支えるために、専門職や住民代表等の保健・医療・福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた地域ケア推進会議を開催します。また、在宅医療と介護の連携については部会で検討を進め、療養しながら安心して在宅での生活を続けられるよう情報提供や周知啓発を行います。	高齢者支援課
⑥包括的支援体制整備事業の実施	分野横断的、複合的な課題にも対応できる相談窓口の連携や、関係機関のネットワークづくりを進めます。	福祉課 高齢者支援課 健康保険課 こども健康課 地域安心課

(2) 介護サービスの適正化と質の向上

質の高い介護サービスを確保するため、適正な指導・助言体制を確立し、サービス提供事業者への指導・監督の徹底に努めます。また、サービス提供事業者に対しては、自己評価や第三者機関による評価等を実施するよう進めます。更に、既に実施している介護相談員派遣事業の充実を図るとともに、サービス事業者等との情報交換や会議の開催、介護給付適正化事業の実施を通じて介護サービスの質の向上に努めます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
介護給付適正化計画の策定	第4期計画	第5期計画	第6期計画
ケアプランチェック詳細チェック（件）	25	20	24
運営指導事業所数（箇所）	10	8	7

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①介護給付等費用適正化事業	介護保険事業を適正に実施するため、介護給付適正化計画を策定し、取り組めます（個々の目標については、その計画の中で定めます）。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
②介護相談員派遣事業	介護サービス提供事業所に介護相談員を派遣し、利用者の声を聞くとともにサービスの現状を把握し、介護サービスの質の向上を図ります。また、介護相談員の派遣により得られた各事業所の運営情報から、より良いサービスを提供することができるよう情報交換のきっかけづくりを行うため、介護相談員、事業者、行政の3者交流会を実施します。	高齢者支援課
③事業者への運営指導の実施	近隣市と連携し、地域密着型介護サービス事業者の集団指導、運営指導を実施し、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業においても事業者の指定や運営指導を行い町事業の適正な運営の確保を図ります。	高齢者支援課

(3) 専門職の人材育成と介護人材の確保

研修や講座を通じて、医療や介護等の専門職の資質の向上を図るとともに、自立支援及び重度化防止等の理解促進を図ります。また、介護サービス提供事業所と意見交換し、協力して介護人材の確保に当たるなど、介護保険制度の維持に努めます。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
多職種カンファレンス・ミーティング延べ参加者数（人）【再掲】	242	383	395
職員が不足している事業所の割合（事業所調査で「不足している」と「やや不足している」の合計）（％）	71.5	65.7	減少

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①多職種ミーティングの開催【再掲】	医療従事者や介護従事者等の多職種が連携できる交流会として多職種ミーティングを開催し、情報交換を促進します。	高齢者支援課

事業名	事業内容	担当課
②多職種カンファレンスの開催【再掲】	多職種が集い、実際の支援ケースをもとに自立のための支援について様々な視点や気づきを得られるよう、意見交換を行います。また、個々のケースから共通の地域課題や地域の資源について検討します。	高齢者支援課
③事業者研修会等の開催	介護サービス事業者を対象に研修会を開催します。研修会の内容を充実させ、連携を強化します。また、講師派遣等の制度を活用し、研修の受講機会を確保します。	高齢者支援課
④ケアマネジャーへの支援	ケアマネジャーに対して個別指導や支援困難事例を指導・助言します。また、研修会、介護保険サービス担当者会議等の内容を充実させ、継続してケアマネジャーを支援します。	高齢者支援課
⑤介護人材の確保に向けた取組	介護サービスの質の維持向上を図るために、介護事業所と意見交換するとともに、住民に対してあいち介護サポーターバンク及び介護に関する入門的研修等の周知を通して介護人材の確保を図ります。	高齢者支援課
⑥介護サービス事業所における働きやすい環境づくりの支援	介護サービス事業所における働きやすい環境づくりや生産性の向上に向け、ハラスメント防止の取組の促進に向けた支援や、デジタル技術等を活用して事業者の負担軽減につなげるための情報提供を行います。	高齢者支援課

(4) 充実した地域包括支援センター機能の確保

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化と推進に不可欠な中核機関です。高齢者が、支援が必要となっても住み慣れた地域での生活を継続できる環境の充実に向け、関係機関とのネットワークの構築や様々な社会資源との連携、認知症の方への対応など、引き続き機能の充実に取り組みます。また、北部と南部それぞれのセンターのレベル向上を図るため、センターの運営方針に基づいて各センターが作成した事業計画を定期的に確認し、事業評価及び業務の改善を図ります。

■目標指標

指標（単位）	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	令和8年度
地域包括支援センターを知っている人の割合（％）（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で「はい」の割合）	36.3	42.3	増加

■主な事業

事業名	事業内容	担当課
①総合相談支援の周知と強化	地域包括支援センターにおいて、専門職による相談支援を行います。また、高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を整え、必要なサービスが利用できるよう地域包括支援センターの周知を図ります。さらに、地域の様々な機関とネットワークを構築し、関係部局と連携を図ります。	高齢者支援課
②地域包括支援センターの連携強化	北部と南部それぞれの地域包括支援センターの連携の強化に向け、課題の検討や方向性を共有するための定例会を開催し、地域包括支援センター職員の能力向上を図ります。また、ケアマネジメント業務の支援やデジタル技術の活用等を通じた業務負担軽減を図り、地域包括支援センターがその機能を十全に発揮できる環境整備を推進します。	高齢者支援課
③人員体制の確保	地域包括支援センターが担う各事業を適切に実施するために必要な保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職の確保と能力の向上を図ります。	高齢者支援課
④地域包括支援センター事業評価	地域包括支援センターが担う各事業の進捗評価を定期的に実施し、効果的な事業展開を図ります。	高齢者支援課

第5章 介護保険事業の見込み

1 介護保険事業費等の推計手順

本計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護保険サービスの見込量や介護保険事業費等の推計は、以下の手順で行います。

1. 人口推計

要介護認定者数推計の基礎となる計画期間における人口推計を行います。推計結果は、既に第2章で示しています。65歳以上の推計人口が、第1号被保険者数の推計値となります。



2. 要介護認定者数推計

男女別、年齢別の高齢者人口と、認定率に基づき、要介護認定者数を推計します。推計結果は、既に第2章で示しています。



3. 介護保険サービス利用者数の推計

要介護認定者数の推計と施設・居住系サービスの整備計画を踏まえて施設・居住系サービスの利用者数を推計します。また、その他の居宅サービス、地域密着型サービスについても、これまでの利用状況や今後の整備の見通しに基づき、利用者数・利用回数を推計します。



4. 介護保険事業費等の推計

各種介護保険サービスの利用者数・利用回数の推計に基づき、計画期間における介護保険サービス給付費を推計します。また、地域の状況に応じて町が実施する介護予防事業等の地域支援事業費を始めとして、介護保険事業に必要な各種の費用について、要介護認定者数の見込等を踏まえて推計します。



5. 介護保険料の算定

介護保険事業費等の見込額に対する第1号被保険者の負担割合と、第1号被保険者数の所得段階別人数の推計、報酬改定や2割負担対象者の見直し等の制度改正の影響額等を算定した上で、第1号被保険者1人当たりの介護保険料を算出します。

2 総人口及び高齢者人口・要介護等認定者数の推計

(1) 総人口及び高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

総人口は、本計画期間中においては緩やかな増加傾向の見込みです。高齢者人口（第1号被保険者数）も増加が続き、令和8年度には10,128人、高齢化率は22.7%となる見込みです。中でも、75歳以上人口の増加が続くことから、令和8年度には後期高齢化率は14.1%となる見込みです。また、令和22年度には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口は12,671人、高齢化率は28.5%に上昇する推計となっています。

■高齢者人口（第1号被保険者）等の推計（各年度9月30日時点）

単位：人

	第8期実績値			第9期推計値			中長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	43,801	43,757	44,007	44,238	44,450	44,533	44,493
第1号被保険者 (65歳以上)	9,918	9,948	10,000	10,056	10,114	10,128	12,671
65～69歳	1,970	1,878	1,894	1,900	1,908	1,929	3,732
70～74歳	2,887	2,736	2,445	2,199	2,027	1,908	3,034
75～79歳	2,228	2,288	2,412	2,508	2,598	2,645	1,977
80～84歳	1,545	1,697	1,799	1,938	1,936	1,889	1,423
85～89歳	828	859	947	976	1,060	1,123	1,161
90歳以上	460	490	503	535	585	634	1,344
第2号被保険者 (40～64歳)	15,095	15,280	15,423	15,631	15,830	15,952	13,890
高齢化率(%)	22.6	22.7	22.7	22.7	22.8	22.7	28.5
後期高齢化率(%)	11.6	12.2	12.9	13.5	13.9	14.1	13.3

※第8期計画の実績値における第1号被保険者数は、65歳以上人口の合計を示しており、第2章で示した介護保険事業状況報告に基づく第1号被保険者数とは若干数字が異なります。

(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は増加傾向で推移する見込みとなっており、令和8年度の認定者数は1,905人、令和22年度は2,362人となる見込みです。なお、本計画期間における認定者数推計には第2章で示した推計値に、愛知県の医療計画との整合における追加需要分11人を加えています。

■要介護認定者数の推計（各年度9月30日時点）

単位：人

	第8期実績値			第9期推計値			中長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護認定者数	1,578	1,626	1,696	1,780	1,859	1,905	2,362
要支援1	212	218	227	244	252	255	280
要支援2	287	298	310	334	348	355	419
要介護1	298	311	326	332	347	355	407
要介護2	260	288	301	296	310	320	420
要介護3	206	200	208	223	233	241	319
要介護4	203	191	199	220	233	239	325
要介護5	112	120	125	131	136	140	192
うち第1号被保険者	1,541	1,587	1,657	1,744	1,821	1,867	2,327
要支援1	209	213	222	240	248	251	277
要支援2	275	285	297	323	335	342	408
要介護1	292	307	322	327	342	350	402
要介護2	256	281	294	291	305	315	415
要介護3	200	196	204	218	228	236	314
要介護4	201	189	197	217	230	236	322
要介護5	108	116	121	128	133	137	189
認定率（％）	15.5	16.0	16.6	17.3	18.0	18.4	18.4

※この表における認定率は、「第1号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口（第1号被保険者数）×100」で算出しているため、第2章で示した介護保険事業状況報告に基づく認定率とは若干異なっています。

3 介護保険サービスの量の見込み

(1) 居宅サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修費の支給制度があります。

居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの支給限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に則ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者（要支援者）に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問介護	回/月	7,980	8,527	9,391	10,165	10,967	11,543	14,436
	人/月	241	249	268	289	308	322	398

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者（要支援者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問入浴介護	回/月	46	65	61	65	65	73	94
	人/月	9	13	15	16	16	18	23
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問看護	回/月	1,749	2,108	2,395	2,584	2,779	2,890	3,608
	人/月	193	211	214	230	246	255	318
介護予防訪問看護	回/月	512	424	464	454	478	488	566
	人/月	56	54	57	56	59	60	69

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問リハビリテーション	回/月	126	110	168	168	185	185	244
	人/月	9	9	12	12	14	14	17
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	44	92	156	156	156	156	191
	人/月	6	11	18	18	18	18	22

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅療養管理指導	人/月	180	196	216	235	251	262	329
介護予防居宅療養管理指導	人/月	11	15	14	14	14	14	17

⑥通所介護

デイサービス事業所等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通所介護	回/月	1,806	2,004	2,192	2,358	2,479	2,573	3,150
	人/月	206	220	237	255	268	278	339

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通所リハビリテーション	回/月	1,121	1,180	1,206	1,317	1,408	1,474	1,816
	人/月	124	125	124	135	144	151	186
介護予防通所リハビリテーション	人/月	38	38	40	39	41	41	48

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けることで、心身機能の維持と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所生活介護	日/月	772	812	733	826	873	905	1,122
	人/月	56	65	68	75	79	82	101
介護予防短期入所生活介護	日/月	16	5	7	7	7	7	10
	人/月	2	1	2	2	2	2	3

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所療養介護	日/月	90	70	74	74	101	101	111
	人/月	10	10	7	7	9	9	11
介護予防短期入所療養介護	日/月	4	4	8	8	8	8	12
	人/月	1	1	2	2	2	2	3

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者(要支援者)について、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
特定施設入居者生活介護	人/月	32	31	32	34	37	37	49
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	3	3	3	3	3	3

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者（要支援者）に貸与します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉用具貸与	人/月	384	412	438	474	504	527	656
介護予防福祉用具貸与	人/月	168	182	191	189	196	199	231

⑫特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
特定福祉用具購入費	人/月	8	9	11	13	14	14	18
介護予防福祉用具貸与	人/月	5	6	12	7	7	7	8

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
住宅改修	人/月	8	8	12	11	12	12	14
介護予防住宅改修	人/月	6	6	6	6	6	6	8

⑭居宅介護支援・介護予防支援

要介護者（要支援者）の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者（要支援者）の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護者（要支援者）が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスを提供します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和 22年度 見込量
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅介護支援	人/月	613	654	675	727	771	800	984
介護予防支援	人/月	223	230	246	243	253	258	297

(2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の居住系のサービスについては、本町において需要の供給の逼迫や待機者の増大といった状況にはないことから、本計画期間中の新規整備は予定していません。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	5	6	8	8	9	9	10

②夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型通所介護	回/月	226	220	232	241	259	259	319
	人/月	22	26	25	26	28	28	34
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	1	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者(要支援者)について、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型共同生活介護	人/月	15	16	22	23	24	24	33
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

		第 8 期計画実績値			第 9 期計画見込量			令和 22 年度 見込量
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	57	53	47	47	47	47	75

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。

		第 8 期計画実績値			第 9 期計画見込量			令和 22 年度 見込量
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
看護小規模 多機能型居宅介護	人/月	9	8	14	16	17	18	21

⑨地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、通所介護サービスを提供します。

		第 8 期計画実績値			第 9 期計画見込量			令和 22 年度 見込量
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域密着型 通所介護	回/月	776	725	858	923	963	993	1,217
	人/月	81	77	82	89	93	96	117

(3) 施設サービス

施設サービスは、原則要介護3以上の人を対象に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3種の施設において提供されています。なお、施設サービスについては、対応すべき供給のひっ迫や待機者の増加という状況が本町においては見られないことから、本計画期間中における新規整備は予定していません。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設	人/月	115	107	98	102	102	102	155

②介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人保健施設	人/月	106	109	112	116	116	116	172

③介護医療院

介護医療院では、入所者に対し、施設サービス計画に基づいた療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。在宅での生活が可能か定期的に検討を行い、退所時には本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の関係機関との密接な連携に努めます。令和6（2024）年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先として位置付けられている施設です。

なお、見込量の算定に当たっては、愛知県の医療計画との整合において、予想される追加的需要分を含めています。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護医療院	人/月	3	3	1	9	9	9	2

④介護療養型医療施設

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として、当初は平成29年度末までの廃止予定であったものが令和5年度末まで延長されていました。令和6年度以降は廃止が決定しているため、見込量の設定は行いません。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護療養型医療施設	人/月	1	1	2				

(4) 施設等整備計画

本計画期間中においては、施設サービス、地域密着型サービスの新規整備の計画はありません。計画期間中の施設等の各サービスの整備状況は以下のとおりとなります。

■本計画期間における施設等の整備方針

	第8期実績		第9期計画					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
定期巡回・随時対応型介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3	38	3	38	3	38	3	38
認知症対応型通所介護	1	12	1	12	1	12	1	12
認知症対応型共同生活介護	2	16	2	16	2	16	2	16
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	58	2	58	2	58	2	58
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29
介護老人福祉施設	2	183	2	183	2	183	2	183
介護老人保健施設	1	105	1	105	1	105	1	105
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0

■【参考】介護保険サービス外の高齢者向け住宅の開設状況（令和5年度）

施設種別	施設数	定員または戸数
有料老人ホーム	8	296
サービス付高齢者向け住宅	0	0
軽費老人ホーム	1	50
養護老人ホーム	0	0
合計	9	346

(5) 介護予防・生活支援サービスの実績と量の見込み

介護予防・生活支援サービスは、地域の実状に応じて町が実施する地域支援事業に位置付けられ、要支援者及び事業対象者を対象に実施します。第9期計画期間の見込み量は次のとおりです。中長期的な推計として、令和22(2040)年度の見込量も併せて示しています。

①訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問介護相当サービス	人/月	43	46	53	52	53	54	55
訪問型サービスA	人/月	45	44	50	49	51	52	52

②通所型サービス

要支援者等を対象に、デイサービス事業所等への通所により、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通所介護相当サービス	人/月	111	122	140	137	142	144	146
通所型サービスA	人/月	78	72	82	81	84	85	86
通所型サービスC	人/月	4	5	4	5	6	6	7

4 介護保険事業に係る給付費の推計

(1) 介護給付費の実績と推計

■介護給付費の実績

単位:千円

	第8期実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1) 居宅サービス	899,310	976,911	1,063,463
訪問介護	263,440	284,229	319,158
訪問入浴介護	7,055	10,307	9,725
訪問看護	88,034	105,953	119,983
訪問リハビリテーション	4,358	3,714	5,775
居宅療養管理指導	23,874	26,137	31,308
通所介護	153,024	169,890	184,631
通所リハビリテーション	123,599	134,051	141,757
短期入所生活介護	77,324	80,655	71,827
短期入所療養介護	11,137	9,085	9,588
福祉用具貸与	61,488	66,425	75,069
福祉用具購入費	2,684	3,090	3,985
住宅改修費	6,892	8,216	10,861
特定施設入居者生活介護	76,401	75,158	79,795
(2) 地域密着型サービス	371,514	364,326	389,518
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,356	9,401	9,420
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	68,911	63,874	77,160
認知症対応型通所介護	27,689	26,999	27,964
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	47,666	48,932	70,067
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	194,393	186,445	165,047
看護小規模多機能型居宅介護	24,499	28,675	39,859
複合型サービス(新設)			
(3) 施設サービス	731,122	716,812	703,580
介護老人福祉施設	350,380	329,771	308,821
介護老人保健施設	363,090	370,457	382,733
介護医療院	12,711	11,062	4,543
介護療養型医療施設	4,940	5,521	7,483
(4) 居宅介護支援	104,253	113,163	116,464
介護給付費合計	2,106,199	2,171,212	2,273,024

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

■介護給付費の推計

単位：千円

	第9期推計			中長期推計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1)居宅サービス	1,150,494	1,234,479	1,286,556	1,608,329
訪問介護	345,079	372,136	391,531	489,557
訪問入浴介護	10,236	10,236	11,481	14,931
訪問看護	129,372	139,244	144,997	181,284
訪問リハビリテーション	5,775	6,358	6,358	8,390
居宅療養管理指導	33,997	36,350	37,969	47,870
通所介護	199,244	209,843	218,041	268,688
通所リハビリテーション	155,461	166,545	175,019	215,764
短期入所生活介護	81,210	85,828	88,911	110,565
短期入所療養介護	9,588	13,292	13,292	14,486
福祉用具貸与	81,480	87,213	91,523	115,067
福祉用具購入費	4,750	4,994	4,994	6,460
住宅改修費	9,339	10,255	10,255	12,022
特定施設入居者生活介護	84,963	92,185	92,185	123,245
(2)地域密着型サービス	406,665	418,420	423,709	590,325
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,420	10,293	10,293	11,977
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	83,095	86,606	89,326	110,317
認知症対応型通所介護	29,045	31,165	31,165	38,845
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	73,023	76,260	76,260	105,188
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	165,047	165,047	165,047	262,635
看護小規模多機能型居宅介護	47,035	49,049	51,618	61,363
複合型サービス（新設）	0	0	0	0
(3)施設サービス	736,493	736,493	736,493	1,086,333
介護老人福祉施設	321,391	321,391	321,391	488,452
介護老人保健施設	396,931	396,931	396,931	588,796
介護医療院	18,171	18,171	18,171	9,085
介護療養型医療施設				
(4)居宅介護支援	125,827	133,706	138,956	171,284
介護給付費合計	2,419,479	2,523,098	2,585,714	3,456,271

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(2) 介護予防給付費の実績と推計

■介護予防給付費の実績

単位：千円

	第8期実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1)介護予防サービス	67,034	64,322	76,557
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	19,771	16,964	19,413
介護予防訪問リハビリテーション	1,524	3,110	5,200
介護予防居宅療養管理指導	1,089	1,777	1,968
介護予防通所リハビリテーション	17,952	17,601	19,064
介護予防短期入所生活介護	1,223	388	572
介護予防短期入所療養介護	578	611	1,045
介護予防福祉用具貸与	13,842	13,821	15,242
介護予防特定福祉用具購入費	1,699	1,728	3,493
介護予防住宅改修	5,568	4,992	7,273
介護予防特定施設入居者生活介護	3,788	3,330	3,289
(2)介護予防地域密着型サービス	0	60	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	60	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	12,644	12,923	13,780
介護予防給付費合計	79,678	77,304	90,337

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

■介護予防給付費の推計

単位：千円

	第9期推計			中長期推計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1)介護予防サービス	72,413	75,034	75,707	89,542
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	19,003	20,024	20,435	23,709
介護予防訪問リハビリテーション	5,200	5,200	5,200	6,373
介護予防居宅療養管理指導	1,968	1,968	1,968	2,398
介護予防通所リハビリテーション	18,542	19,585	19,585	22,980
介護予防短期入所生活介護	572	572	572	857
介護予防短期入所療養介護	1,045	1,045	1,045	1,567
介護予防福祉用具貸与	15,041	15,598	15,860	18,490
介護予防特定福祉用具購入費	2,639	2,639	2,639	3,061
介護予防住宅改修	5,114	5,114	5,114	6,818
介護予防特定施設入居者生活介護	3,289	3,289	3,289	3,289
(2)介護予防地域密着型サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	13,612	14,172	14,452	16,638
介護予防給付費合計	86,025	89,206	90,159	106,180

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 標準給付費の推計

■標準給付費の推計

単位：千円

	第9期推計			中長期推計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	2,505,504	2,612,304	2,675,873	3,562,451
特定入所者介護サービス費等給付額	53,170	55,504	57,030	70,585
高額介護サービス費等給付額	65,084	67,940	69,808	86,400
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,321	12,862	13,215	16,356
審査支払手数料	1,747	1,823	1,873	2,319
標準給付費（合計）	2,637,826	2,750,434	2,817,800	3,738,110

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(4) 地域支援事業の量の実績と推計

■地域支援事業費の実績

単位：千円

	第8期実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
1 介護予防・日常生活支援総合事業	79,583	87,491	106,987
(1)訪問型サービス	12,294	12,705	14,561
訪問介護相当サービス	8,076	8,565	9,565
訪問型サービスA	4,218	4,140	4,996
(2)通所型サービス	41,485	45,044	49,365
通所介護相当サービス	29,414	33,692	34,838
通所型サービスA	11,414	10,471	13,518
通所型サービスC	657	881	1,009
(3)その他の生活支援サービス	0	0	0
(4)介護予防ケアマネジメント	7,922	8,340	9,552
(5)一般介護予防事業	17,539	21,139	33,208
介護予防把握事業	910	897	1,654
介護予防普及啓発事業	12,519	11,177	21,323
地域介護予防活動支援事業	3,759	7,750	8,001
一般介護予防事業評価事業	279	1,185	1,505
地域リハビリテーション活動支援事業	72	130	725
(6)上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	342	262	300
2 包括的支援事業及び任意事業	60,589	65,525	87,842
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	42,234	45,732	64,518
任意事業	18,355	19,793	23,324
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	18,978	23,301	29,651
在宅医療・介護連携推進事業	7,084	7,337	7,642
生活支援体制整備事業	3,717	5,772	6,434
認知症初期集中支援推進事業	1,688	1,830	2,390
認知症地域支援・ケア向上事業	6,223	7,893	11,671
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	5	103	147
地域ケア会議推進事業	261	366	1,367
地域支援事業費合計	159,150	176,317	224,480

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

■地域支援事業費の推計

単位：千円

	第9期推計			中長期推計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	104,110	108,073	109,874	111,703
(1)訪問型サービス	14,241	14,783	15,029	15,213
訪問介護相当サービス	9,355	9,711	9,873	9,993
訪問型サービスA	4,886	5,072	5,157	5,220
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0
(2)通所型サービス	48,279	50,117	50,952	51,573
通所介護相当サービス	34,071	35,368	35,958	36,397
通所型サービスA	13,221	13,724	13,953	14,124
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	987	1,025	1,042	1,053
(3)その他の生活支援サービス	0	0	0	0
(4)介護予防ケアマネジメント	9,342	9,698	9,859	9,964
(5)一般介護予防事業	31,954	33,170	33,723	34,639
介護予防把握事業	1,430	1,484	1,509	1,725
介護予防普及啓発事業	20,869	21,663	22,024	22,242
地域介護予防活動支援事業	7,430	7,713	7,841	8,346
一般介護予防事業評価事業	1,705	1,770	1,799	1,570
地域リハビリテーション活動支援事業	520	540	549	756
(6)上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	294	305	310	313
2 包括的支援事業及び任意事業	87,266	91,163	93,432	111,305
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	65,752	68,688	70,398	81,751
任意事業	21,514	22,475	23,034	29,554
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	46,594	48,675	49,886	29,651
在宅医療・介護連携推進事業	14,286	14,924	15,295	7,642
生活支援体制整備事業	15,132	15,808	16,201	6,434
認知症初期集中支援推進事業	2,549	2,663	2,729	2,390
認知症地域支援・ケア向上事業	13,168	13,756	14,098	11,671
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	60	63	64	147
地域ケア会議推進事業	1,399	1,461	1,498	1,367
地域支援事業費合計	237,970	247,911	253,193	252,658

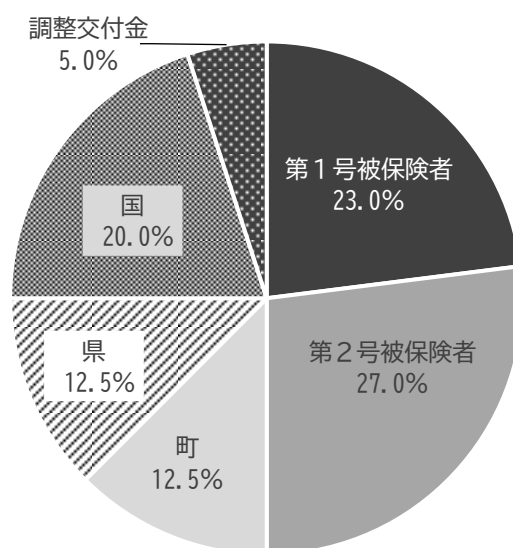
※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

5 第1号被保険者の保険料の算定

(1) 介護保険給付費の財源

介護保険制度において、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた費用の負担割合は、原則として、50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。本計画期間における被保険者の負担割合の内訳は、50%のうちの23%分が第1号被保険者（65歳以上の方）、27%分が第2号被保険者（40～64歳の方）になります（第8次計画時の割合と同じです）。

■介護保険給付費の負担の内訳



(2) 第1号被保険者の保険料基準月額

介護保険事業は、市町村が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービス量等の見込みに応じてそれぞれの保険者（市町村）で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても、原則として基準額は3年間同額とされています。

介護給付費等の推計を基に算定した本町の第1号被保険者の保険料基準額（年額）は、次のとおりです。

項 目	金 額
標準給付費 + 地域支援事業費計(A)	8,945,133,058 円
第1号被保険者負担分相当額(B) = (A) × 23.0%	
調整交付金相当額(C)	
調整交付金等見込額(D)	
介護給付費準備基金取崩額 (E)	
保険料収納必要額(G) = (B) + (C) - (D) - (E)	

項 目	金 額 等
保険料収納必要額(G)	
予定保険料収納率(H)	
所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)	
第1号被保険者の保険料基準額(年額) (J) = (G) ÷ (H) ÷ (I)	

※調整交付金：保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用の国庫負担のうち5%とされていますが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。本町では例年5%未満の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額は、国の介護報酬改定等の確定後に設定します。

(3) 第1号被保険者の保険料段階

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の所得段階別介護保険料は、国の介護報酬改定等の確定後に設定します。

第6章 計画を円滑に進めるために

1 住民との協働

本計画の理念である「いきいきと住みたい 支え合いのまち とうごう」を目指し、様々な施策がその効果を十分に発揮していくためには、多くの人の理解と協力が必要です。

高齢者から若者まで地域社会を構成する町民一人一人が、地域の実情を把握し、地域の問題を自分の事としてとらえ、解決に向けた取組ができるよう、自助、共助を支援します。

また、地域資源の掘り起こしや地域活動などの情報収集及び情報提供を行うとともに、支援体制を整備し、地域福祉の観点に基づき高齢者施策を展開及び推進していきます。

2 関係機関との連携

高齢者の様々なニーズに対応し、施策を円滑に推進するため、医療・介護・福祉関係機関等との密接な連携に努めます。

また、地域福祉の中核を担う東郷町社会福祉協議会と、区・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPOなどが連携できるよう、引き続き支援していきます。

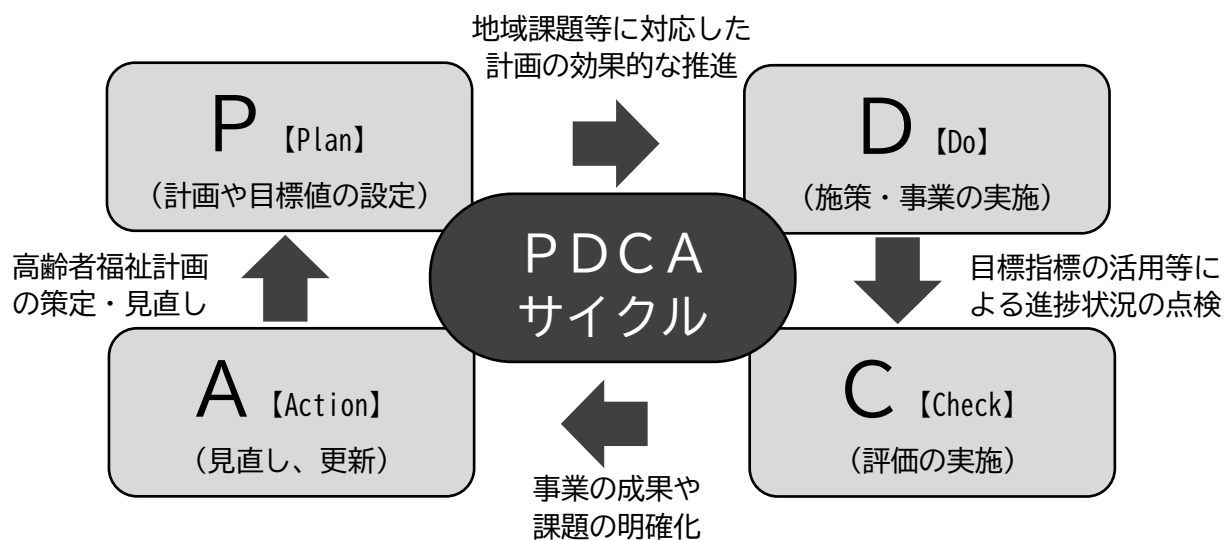
3 行政の役割

地域包括ケアを推進するためには、高齢者福祉部門だけでなく行政各部局の横断的な連携が必須です。部局内の情報共有はもちろんのこと、部局を超えた共有を積極的に行い、町民や関係機関を適切に支援できる体制づくりを推進します。

地域や個人に必要な情報が届けられるよう、わかりやすい周知啓発を行い、地域に出向き、共に考える機会を持ちます。

4 計画の評価体制の整備

本計画の推進に当たり、盛り込んだ各事業の実施目標等について、年度ごとに実績を分析し、課題抽出を行います。抽出された課題は解決していけるよう評価し、評価の結果、事業内容を修正する等の検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を行います。



資料編

1 第9期東郷町高齢者福祉計画策定に係る関係要綱

2 東郷町地域ケア推進会議委員名簿

3 第9期東郷町高齢者福祉計画 策定経過

4 用語解説